

HRC40 会議記録

房野 桂 作成

2019年2月25日(月)第1回会議

議事項目 1: 組織上・手続上の問題

提出文書

1. 第40回人権理事会アジェンダと注釈(A/HRC/40/1)

開会セッション

1. H.E. Mr. Coly Seck 人権理事会議長
2. H.E. Ms. Maria Fernanda Espinosa Garcés 国連総会議長
3. H.E. Mr. Antonio Guterres 事務局長
4. Ms. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官
5. H.E. Mr. Ignazio Cassis スイス連邦議員・スイス連邦外務大臣

高官セグメント

1. H.E. Mr. Beji Caid Essebsi テュニジア共和国大統領
2. H.E. Mr. Moussa Faki Mahamat アフリカ連合委員会議長
3. H.E. Mr. Maeen Abdul Malek Saeed イエーメン首相
4. H.E. Mr. Josaia oreqe Bainimarama、フィジー首相
5. H.E. Ms. Epsy Campbell Barr、コスタリカ第一副大統領
6. H.E. Ms. Marija Pejcinovic Buric クロアチア副首相・外務欧州問題大臣
7. H.E. Mr. Simon Coveney アイルランド副首相・外務貿易大臣
8. H.E. Ms. Marise Payne オーストラリア外務大臣
9. H.E. Ms. Damares Regina Alves ブラジル女性・家族・人権大臣
10. H.E. Mr. Prak Sokhonn、ガンビア副首相・外務国際協力大臣
11. H.E. Lejeune Mbella Mbella カメルーン外交関係大臣
12. H.E. Ms. Ine Eriksen Soreide ノルウェー外務大臣
13. H.E. Mr. Mevlut Cvugoglo トルコ外務大臣

2月25日(月)昼 第2回会議

高官セグメント(継続)

14. H.E. Mr. Anders Samuelsen デンマーク外務大臣
15. H.E. Mr. Alfonso Nsue Mokuy 赤道ギニア人権担当第3副首相
16. H.E. Paul Richard Gllagher 大僧正、ホーリーシー関係大臣
17. H.E. Mr. Tomas Petrieek チェコ共和国外務大臣
18. H.E. Dvid Zalkaliani、ジョージア外務大臣
19. H.E. Ms. Maria Ubach、アンドラ外務大臣
20. H.E. Mr. Mustapa Ramid、モロッコ人権担当大臣
21. H.E. Mr. Rodolfo Nin Novoa、ウルグアイ外務大臣
22. H.E. Ms. 康京和韓国外務大臣
23. H.E. Mr. Cudlaugur Thor Thordarson アイスランド外務大臣
24. H.E. Mr. Abdulla Shahid モルディヴ外務大臣
25. H.E. Mr. Srdijan Darmanovic モンテネグロ外務大臣
26. H.E. Mr. Sergey ershinia ロシア連邦外務副大臣
27. H.E. Mr.. Abdulla Faisal Al-Doseri バーレーン外務大臣補
28. H.E. Mr Yerzhan Ashikbayev カザフスタン外務副大臣
29. H.E. Mr. Claudio Avruj アルゼンチン人権文化的多元主義大臣
30. H.E. Mr. Luwellyn Landers、南アフリカ国際関係協力副大臣
31. H.E. ウィンブルドン Ahmad 卿英国外務英連邦大臣

2月25日(月)午後 第3回会議

高官閣僚主流化パネル(多国間主義に照らした人権の主流化)

開会ステートメント

Coly Seck 人権理事会議長

基調ステートメント

1. Maria Fernanda Espinosa Garcés 第73回国連総会議長
2. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官
3. Laya Joneydi イラン法律問題大統領政務官

司会者とパネリストのステートメント

1. Peggy Hicks 国連人権高等弁務官事務所テーマ別かわり・特別手続き・開発への権利部部長、司会者

2. Debrah Greenfield 国際労働機関政策副事務局長
3. 水鳥真美 災害危険削減事務総長特別代表・国連災害危険削減事務所所長
4. Amandeep Singh デジタル協力事務総長高官パネル事務局長

討論

ナミビア、バハマ、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、南アフリカ、ブラジル、メキシコ、アイルランド、コスタリカ(諸国グループを代表)、欧州連合、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、ラトヴィア(北欧バルディック諸国を代表)、オーストリア(諸国グループを代表)、フィジー、国際人権サービス、アムネスティ・インターナショナル、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、エクアドル、オーストラリア、カタール、ギリシャ、モルディヴ、インドネシア、ヴェトナム、フランス、ウルグアイ、ジャマイカ、ボツワナ、スリランカ、国連監視機構、Iuventum e.V.、Organisation internationale pour les droits de l'homme

まとめ

Deborah Greenfield、水鳥真美、Amandeep Singh Gill

2月26日(火)午前 第4回会議

死刑の問題に関する2年に一度の高官討論(特に非差別と平等への権利に関して、死刑の使用に関連する人権侵害)

開会ステートメント

Coly Seck 人権理事会議長

基調ステートメント

1. Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官
2. Didier Reynders ベルギーBeliris 協定・連邦文化機関担当副首相・外務、欧州連合問題、防衛大臣

パネル司会者ステートメント

Yuval Shany 人権委員会議長

パネリストのステートメント

1. Pradeep Kumar Gyawali ネパール外務大臣
2. Melinda Janki グアイアナ司法長官
3. Fatimata M'Baye 弁護士・モーリタニア人権協会共同創設者

討論

アイスランド(北欧バルティック諸国を代表)、モンテネグロ、ルクセンブルグ、イタリア、メキシコ、シンガポール(諸国グループを代表)、チリ(諸国グループを代表)、ブラジル(諸国グループを代表)、欧州連合、ニュージーランド(諸国グループを代表)、パキスタン、オーストラリア、友好世界協議委員会、世界殺害禁止センター、国際レズビアン・ゲイ協会、マレーシア、フィジー、スロヴェニア、エクアドル、フランス、イラン・イスラム共和国、バングラデシュ、アルゼンチン、インド、サウディアラビア、ギリシャ、フィリピン人権委員会(ビデオで)、ACAT(拷問廃止基督教徒行動)国際連盟

まとめ

Yuval Shany、Pradeep Kumar Gyawali、Melinda Janki、Fatimata M'Baye

2月26日(火)昼 第5回会議

高官セグメント(継続)

32. Didier Reynders ベルギー副首相、外務・欧州問題・防衛大臣
33. Jean Asselborn ルクセンブルグ外務・欧州問題大臣
34. Miroslav Lajcak スロヴァキア外務・欧州問題大臣
35. Nlurredine Ayadi アルジェリア外務副大臣
36. Sirid Kaag オランダ外国貿易・課開発協力大臣
37. Shireen M. Mazai パキスタン人権大臣
38. Josep Borrell Fontelles スペイン外務・欧州連合・協力大臣
39. Jacek Czapuowicz ポーランド外務大臣
40. Frankie A. Capbell バハマ社会サーヴィス・都市開発大臣
41. Maminata Ouattara ブルキナファソ人権・市民推進大臣
42. Elmar Maharram Oglu Mammadyarov アゼルバイジャン外務大臣
43. Palamagama Kabudi タンザニア連合共和国憲法・法的問題大臣
44. Francisco Ribeiro Telles ポルトガル語諸国共同体事務局長
45. Manuel Doingos Augusto アンゴラ外務大臣
46. Mohammed Mohammed リビア法務大臣
47. Simona Leskovar スロヴェニア外務副大臣
48. Teresa Ribeiro ポルトガル外務副大臣

2月26日(火)午後 第6回会議

高官セグメント(継続)

49. Peter Maurer 国際赤十字委員会総裁
50. Sameh Hassan Shokry Seilim エジプト外務大臣
51. Christos Stylianides 人道援助・危機管理欧州コミッショナー
52. Emanuela Claudia Ddel Re イタリア外務副大臣
53. Andrej Zvrnovski 北マケドニア共和国外務副大臣
54. Riad Al-Malki パレスチナ国外務大臣
55. Dato Saifuddin Bin Abdullah マレーシア外務大臣
56. Edgars Rinkevics ラトヴィア外務大臣
57. Pradeep Kumar Gyawali ネパール外務大臣
58. Mohamed Ali Alhakim イラク外務大臣
59. Reino Lestari Priansari Marsudi インドネシア外務大臣
60. Carmelo Abela マルタ外務貿易推進大臣
61. Kyaw Ti ミャンマー国際協力大臣
62. Barbel Kofler ドイツ人権政策・人道援助連邦政府コミッショナー
63. Margot Wallstrom スウェーデン外務大臣
64. Paul Teesalu エストニア外務副大臣
65. Martha Delgado Perait メキシコ多国間問題・人権政務官
66. Patricia Scotland 英連邦事務総長
67. Luis Fernando Carranza Cifuentes グアテマラ外務政務官

68. 辻清人日本外務政務官: 自由、民主主義、人権、法の支配及び国際法の尊重の価値に基づいている国際秩序はいくつかの課題に直面している。国連には、その世界秩序を擁護し、支持する際に果たすべき重要な役割がある。すべてのその他のステイクホルダーがその努力において国連の効率性を保証するために調整された行動を取ることが極めて重要である。アジア太平洋地域からの人権理事会の理事国として、日本は、この地域の人権の保護に積極的にかかわってきた。アジア太平洋地域では見事な経済的開発が達成されてきたが、民主化プロセスに関して多くの課題が依然として残っている。人々は、いまだに基本的権利の侵害を目撃しており、人権擁護者は抑圧されている。ラカイン州の状況は、心配であり、ミャンマーは、強制移動させられた人々の安全で任意の尊厳のある帰還に繋がる条件を醸成しなければならない。朝鮮民主主義人民共和国の人権状況も、「北朝鮮」政府による日本国民の拉致を含め、懸念される。日本は、「持続可能な開発目標」の達成を通して、誰も取り残されない社会を実現する目に見える努力を推進してきた。日本は紛争中の性暴力に関する事務総長特別代表事務所へのトップの寄付国の一つである。日本は難民の第三国での定住を受け入れたアジアで初めての国で

もある。慰安婦の問題に関しては、日本は誠意をもってこの問題に対処しており、2015年12月に韓国と合意に達し、この問題が最終的に不可逆的に解決されたことを確認した。日本は、2016年に和解と癒し財団に970万ドルを寄付することに合意した。

69. Andrei Dapkiunas ベラルーシ外務副大臣

70. Yousef A. Al Othaimeen イスラム協力団体事務総長

2月27日(水)午前 第7回会議

高官セグメント(継続)

71. Sakeus Shanghala ナミビア法務大臣

72. Ziyambi Ziyambi ジンバブエ司法・法務・議会問題大臣

73. Joaquim Verissimo モザンビーク法務・憲法・宗教問題大臣

74. Abdulla Faisal Al-Dosseri バーレーン外務政務官

75. Francisco Babosa Delgado コロンビア人権大統領顧問

76. George Chacalli キプロス外務政務官

77. Sergiy KysGeore Ciamba ルーマニア欧州問題大臣

78. Artemis Draid アルバニア欧州問題・外務大臣

2月27日(水)午後 第8回会議

高官セグメント(継続)

79. Nhial Deng Nhial 南スーダン外務・国際協力大臣

80. Mirzattoo Tillabaev ウズベキスタン人権センター第一副所長

81. Martin Nivyabandi ブルンディ人権・社会問題・ジェンダー大臣

82. Juan Parlo Crisostomo チリ外務省人権部長

83. Severo S. Catura フィリピン大統領府人権委員会事務次長

84. Joel Hernandez 米州人権委員会第一副総裁

85. Adolfo Jarquin Ortel ニカラグア人権副コミショナー

一般セグメント

オーストリア、インド、ナイジェリア、セネガル、中国、イスラエル、東ティモール、オマーン、ヴェトナム、国連開発計画、コーティヴォワール、国際開発法団体、ギリシャ、イラン・イスラム共和国、シリア・アラブ共和国、国内人権機関世界同盟(SANHRI)、代替政策センター、プラン・インターナショナル、取引禁止、大卒女性インターナショナル

大卒女性インターナショナル(GWI)のステートメント: 若い人々には、この惑星上で人権を保護する不可欠・不可譲の権利があることを強調する。もし若い世代が「持続可能な開発目標」

を達成することができるようにしなければ、民主主義と法の支配を実施できる生活の領域はないであろう。若い人々は、代替の待つ世代の源として認められるべきである。才能のある、情熱的で、理想的な個人として、若い人々は、権利を真剣に考えることによって、社会に変革をもたらすことができよう。

2月28日(木)午前 第9回会議

議事項目3: 開発への権利を含めたすべての人権、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の推進と保護

答弁権行使

中国: 新疆ウイグル自治区に関してなされたステートメントは、ひとえに嘘であり、国際協力の原則に合わないことを強調している。共産党の指導の下で、この地域はますます調和と安定を経験している。いくつかの対テロ措置が中国の法律に従って取られており、これが新疆ウイグル自治区の人々の人権状況を改善してきた。中国は開放された客人を厚遇する国であり、すべての国連職員が新疆ウイグル自治区を訪問することを歓迎することを強調する。

インド: インドは長い間国境を超えるテロを支援してきた国であるパキスタンによるステートメントには驚かない。インドは、インドに対して行われた多くのそのような攻撃の一つである最近のテロ攻撃に注意を引く。インドは、パキスタンがテロに対する即座の検証できる行動を取ることを期待し、インドの領土の保全を侵食するメカニズムとして、自決権の原則を誤用しないようパキスタンに要請する。インドは、すべての国民の自由、パキスタンが一度も真に享受したことのない自由を保証している多元的民主国である。

バーレーン: カタールのステートメントに含まれている申し立てに関して、サウディアラビア、アラブ首長国連邦及びエジプトを代表して発言するが、カタールがこれら国々を不安定化するために活動しているので、国の安全保障を守るためにこれらの国々は措置を取ってきたのである。この4か国は、テロ行為を心配している。危機を解決するための枠組が設置されており、この4か国は、危機を解決するために協力する用意がある。カタールは、必死の試みで危機を国際化しようとしてきた。デンマーク代表団に答えて、バーレーンは、国民の間で起こったことは、主権の問題であると信じている。国民は刑法の制裁を受けたので、干渉は受け入れられない。

アルメニア: アゼルバイジャンとトルコの申し立てに答えるが、トルコは民主的な条件で暮らしていることから程遠く、人権侵害について語ることはほとんどできない。トルコでは何千人ものジャーナリストが投獄されており、彼らの話すことは対立行為であると考えられている。アルメニアの虐殺はオットマン・トルコの最悪の最もひどい犯罪の一つであるが、トルコは未だにこれを否定している。ナゴルノ・カラバフに関するトルコのプロパガンダは本当では

なく、ナゴルノ・カラバフに関するその考えを熟慮するよう要請される。アゼルバイジャンに関しては、アルメニア国民の民族浄化に関して嘘の話を示している。

朝鮮民主主義人民共和国: 英国と日本を含め、国々の中には偽りの話や根拠のない非難を用いているところがある。そういった申し立ては政治的性質のものであり、人権とは何の関係もない。そういった国々は自国の人権記録を見るべきである。拉致問題は、朝鮮民主主義人民共和国はこれを解決するためにあらゆることをしてきたので、日本の内部の利用のために用いられている。日本は、その占領中の慰安婦と朝鮮人の奴隷労働の問題を解決しなければならない。

韓国: 慰安婦の問題は、2国間だけの問題ではなく、性暴力に関する普遍的権利の問題である。歴史の教訓は学ばなければならない。韓国政府は、この問題を解決しようとする前回の試みには、被害者を中心とした取組が欠けていたと信じている。多くの国連メカニズムは、被害者を取り組みの中心に据えることを提案している。韓国政府は、国際社会により明るい未来があるように国際メカニズムと協力を継続する。

キプロス: 例えば、人権活動家の告訴、司法の完結性の欠如、拷問の申し立ての独立した徹底した捜査の欠如、人権裁判所の判決の適用の拒否のような自国の人権記録を考慮すれば、陳腐なものに思える多くの理事会への非難をトルコは行ってきた。キプロスの紛争を解決する基礎は、キプロス政府が積極的に進めている再統合である。

トルコ: トルコは、国境の内外で活動しているいくつかのテロ集団のために、その完結性に対する前例のない課題に直面している。社会の多元的性質は重要であり、トルコにとって不可欠であるが、表現の自由は、その完結性を損なうテロリストには及ばない。しかし、法の支配は、最高の完結性で支持され続けている。アルメニアは、アゼルバイジャンの30%の占領に対して責任があり、トルコはアゼルバイジャンとの紛争の解決を支持しており、争われている地域の完全な自治を認めている。理事会はその権限外にあるので、第一次世界大戦中のアルメニア人の苦しみを論じる場所ではなく、大量虐殺のことは話していない。キプロスでは、唯一の占領はギリシャによるものである。

パキスタン: 最近の Pulwama での事件はインドで起こったとするインドの主張を拒否し、これはむしろカシミールのインドの非難はインドの脚本の良く練習された計略である。パキスタンは、Pulwama 攻撃にかかわっていないことを強調する。インドの前例のないほどの抑圧がカシミール人の抵抗の完全な離反という結果となった。インドの大きなテロリスト・キャンプを標的としたという噂の主張は、インドの爆発物は人の住まない私有地の空間に着弾したので、完全に馬鹿々々しいものである。パキスタン空軍は、インド領土に爆撃したが、文民の死傷は避けた。

レバノン: イスラエルは、独自の政治的目的のために理事会の審議を利用している。歴史上の事実を変え、嘘を広めようとするイスラエルのしつこさは、政治的理由で真実を認めたくない

い者たちだけを騙している。植民地主義を土台として思いついた権力は、民主主義のモデルになることができるかを考える賢人はいるのか？ イスラエルは、レバノンの領土の保全を侵害している国であるという事実にもかかわらず、レバノンに対して間違った非難を推進してきた。レバノンは、ヒズボラがテロリスト集団であるという主張を拒否し、これはレバノンの主要な政党であることを述べる。

バングラデシュ: ラカイン州の状況には、複雑な歴史的根があるが、紛争が違法な国境を越え移動から始まったと主張することは、危機の根本原因に対処する可能性を冷酷なものにしている。ミャンマーは、人々の脱出をアラカン・ロヒンギャ救世軍が蒔いたテロの種のせいにしてしているが、これは事実の誤伝である。バングラデシュは残虐行為の真の加害者が裁判にかけられることを要請する。帰還は、この人道危機を解決するための最優先の優先事項でなければならない。ミャンマーにはロヒンギャ及びその他に対して行われた重大で、組織的で、はなはだしい人権侵害があったことを強調する。

シリア・アラブ共和国: 英国とデンマークの閣僚たちは、自国内の甚だしい人権侵害を無視して、シリアに対する非難を開始した。シリアは、すべての国々に、多国に教訓を垂れる前に自国を調べるべきであることを思い起こさせたい。月曜日にトルコによって行われたステートメントに関して、トルコは、独自の目標を達成するために、真実と現実を歪めようとする努力以外の何物でもないシリアに対する攻撃を正当化するために、テロに対する闘いの影に隠れている。シリアは、Daeshに加わるためにシリアにやってきた何千人ものテロリストにその国境を開いたことに対してもトルコを非難する。

アゼルバイジャン: アルメニアの申し立てには根拠がない。いわゆる Sumgait 事件はソ連の時代に捜査され、その捜査で、これが後にアゼルバイジャン領土の一部を取れるように、この事件を誘発し、これをプロバガンダの道具として利用し、国民感情を鼓舞するためにアルメニアの首謀者によってうまく準備された事件であることが明らかになった。攻撃する代わりに、アルメニアはいつになったら Khojaly 虐殺の裁判を開始するのであろう？

日本: 朝鮮民主主義人民共和国と韓国による申し立ては真実ではない。ストックホルム協定の下で、朝鮮民主主義人民共和国は、拉致被害者を含め、すべての日本人に関して捜査を行う責務があり、朝鮮民主主義人民共和国はストックホルム協定を尊重するよう要請される。韓国に関しては、2015年12月の協定の下で、慰安婦の問題は解決されたことが両国によって確認され、日本は協定でなされたすべての責務を果たしている。

インド: パキスタンの理事会における唯一の目標は、インドに対する悪意のあるプロバガンダを広げることである。パキスタンは国連決議を忘れており、被占領の地域を離れるその責務を果たしていない。パキスタンのマイノリティは、冒涇法と対象を絞った措置を通して嫌がらせを受けている。

朝鮮民主主義人民共和国: 特に性暴力に関して、日本の言い逃れの対応に失望している。戦

争中の日本の学校での朝鮮人の子どもたちの性奴隷を非難する。日本が犯した人道違反の犯罪は、文書化されており、性奴隷を含め、第二次世界大戦中に証明されている。日本はいわゆる拉致問題に関して誠意ある取り組みを取るよう要請される。

パキスタン: インドのパキスタンへの歓迎されない攻撃は、パキスタンの信用を失わせ根拠のない喧嘩腰のキャンペーンの一部であり、このような嘘は法廷では説得力がなからう。インドが強奪者であり占領者である紛争地域のカシミールの人権状況は、不安定の源である。パキスタンは、インドの国境沿いに配置されている7万人の部隊の存在が、いかにカシミールへのテロ集団の違法な国境越えを阻止できないのかを考えている。パキスタンは、野蛮な抑圧とごまかしの民主主義についてインドを非難し、人権高等弁務官事務所はインドに対して偏見はないことを述べる。

韓国: 韓国は慰安婦に関する要点を繰り返さないが、日本がこの理事会によって定められた人権枠組に従って以前の勧告に注意を払ってくれることを希望する。

日本: 日本の朝鮮人学校に対して何ら差別的な政策はない。「慰安婦」の代わりに性奴隷という用語は用いられるべきではない。日本は誠意をもってこの問題に対処しており、これは今では最終的に不可逆的に解決された。日本は協定を着実に実施するよう韓国に要請し、歴史を克復して、地域のための明るい平和な未来を求めることの重要性を繰り返し述べる。

カタール: カタールに対する包囲国は、国際人権法に違反している。カタールは、国際法の枠組内で危機に対する平和的解決を受け入れる意向を表明する。包囲国がカタールを根拠なくテロに関連付けており、この主張を支持している国もあることは大変に危険である。

トルコ: シリア政府による根拠のない非難を非難する。トルコは、シリア政府の大量殺害、塩素ガスの使用、その国民の抑圧の追跡記録を想起する。シリア代表がシリアの人道違反の犯罪を隠すために、必死に嘘と偽りを拡散しようとしているのは喜劇である。トルコはシリアの領土の保全に依然としてコミットしている。

シリア・アラブ共和国: トルコ代表団が用いた用語はトルコを支配しエルドハン政府を支配している思考力の証拠である。シリアは、シリア人に対してトルコ政府が加えた違法な慣行に言及している。シリア領土のトルコによる違法な占領は、シリア領土の保全を尊重するというエルドハン政府の主張に反している。シリアは、エルドハン政府に人権を尊重するよう要請する。

ミャンマー: ミャンマーの閣僚は、すでにラカイン州の状況を詳しく説明した。帰還に関しては、バングラデシュと協力している。両国は、協力して隣国関係を維持することで合意し、その望みを再確認した。すべての問題が克服され、帰還が成功するという希望が表明された。

提出文書

1. 食糧への権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/40/56)
2. 上記報告書付録---ヴェトナムへの訪問(A/HRC/40/56/Add.1)

3. 上記報告書付録---インドネシアへの訪問(A/HRC/40/56/Add.2)
4. 上記報告書付録---アルゼンチンへの訪問(A/HRC/40/56/Add.3)
5. 上記報告書付録---インドネシアのコメント(A/HRC/40/56/Add.4)
6. 上記報告書付録---アルゼンチンのコメント(A/HRC/40/56/Add.5)
7. 国家の外国の負債とその他の関連国際金融債務がすべての人権の完全享受に与える影響に関する独立専門家報告書(A/HRC/40/57)
8. 上記報告書付録---ウクライナへの訪問(A/HRC/40/57/Add.1)
9. 上記報告書付録---スリランカへの訪問(A/HRC/40/57/Add.2)
10. 上記報告し付録---ウクライナのコメント(A/HRC/40/57/Add.3)
11. 上記報告書付録---スリランカのコメント(A/HRC/40/57/Add.4)

報告書プレゼンテーション

1. Hial Elver 食糧への権利に関する特別報告者
2. Juan Pablo Hohoslavsky 外国の負債が人権の完全享受に与える影響に関する独立専門家

当該国ステートメント

アルゼンチン、インドネシア、インドネシア国内人権委員会、ヴェトナム、スリランカ、スリランカ国内人権委員会(ビデオで)、ウクライナ、ウクライナ議会人権コミッショナー

意見交換対話

欧州連合、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、クウェート、スペイン、パキスタン、ホーリーシー、スーダン、インド、ブラジル、パレスチナ国、チュニジア、キューバ、ヨルダン、イラク、ジブティ、ロシア連邦、ボリヴィア多民族国家、アゼルバイジャン

食糧への権利に関する特別報告者と外国の負債と其人権に与える影響に関する独立専門家の回答

Hilal Elver、Juan Pablo Bohoslavsky

意見交換対話(継続)

エジプト、モロッコ、アルジェリア、イラン・イスラム共和国、ネパール、バングラデシュ、中国、レソト、ギリシャ、ジャマイカ、トルコ、エクアドル、世界食糧計画、南アフリカ、食糧農業機関、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、Conectas Direitos Humanos、Centro de Estudios Legales y Sociates(CELS)市民協会、母親が大事、FIAN インターナショナル e.V.、婦人国際平和自由連盟、イラク開発団体、世界 Barua 団体(WBO)、Prahar、Iuventum e.V.、人口開発アクション・カナダ、国連監視機構、Ingenieurs du monde、パーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人、Verein Sudwind Entwicklungspolitik

まとめ

Hilal Elver、Juan Pablo Bohoslavsky

2月28日(木)午後 第10回会議

議事項目3(継続)

提出文書

12. 女性人権擁護者の状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/40/60)(翻訳は「公式文書」を参照)
13. 上記報告書付録---各国政府への通信と受領した回答(A/HRC/40/60/Add.1)
14. 上記報告書付録---ホンデュラスへの訪問(A/HRC/40/60/Add.2)
15. 上記報告書付録---モルドヴァ共和国への訪問(A/HRC/40/60/Add.3)
16. 上記報告書付録---ホンデュラスのコメント((A/HRC/40/60/Add.4)
17. 上記報告書付録---モルドヴァ共和国のコメント(A/HRC/40/60/Add.5)
18. 拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰に関する特別報告者報告書(A/HRC/40/59)
19. 上記報告書付録---セルビアとコソヴォへの訪問(A/HRC/40/59/Add.1)
20. 上記報告書付録---アルゼンチンへの訪問(A/HRC/40/59/Add.2)
21. 上記報告書付録---ウクライナへの訪問(A/HRC/40/59/Add.3)
22. 上記報告書付録---セルビアのコメント(A/HRC/40/59/Add.4)
23. 上記報告書付録---アルゼンチンのコメント(A/HRC/40/59/Add.5)
24. 上記報告書付録---ウクライナのコメント(A/HRC/40/59/Add.6)

報告書プレゼンテーション

1. Michel Forst 人権擁護者の状況に関する特別報告者: 自分の権利を擁護し、行く手を阻む者たちに反抗したために、ホンデュラスの Berta Caccres のように暗殺されたすべての女性人権擁護者に弔意を示すことから始める。これらの死亡は、もし国家がその作業で人権擁護者を保護することへのそのかわりを大切にしていたならば避けることができたであろう。人権のために闘い、これを得ようとする女性人権擁護者の強靱性と決意は見事である。特別報告者のマンドートは、非難を確立し国々を辱めることではなくて、協力の精神で助言し、開発することである。幸いなことに、ますます多くの数の国々が国別訪問の利益に気付いている。

ホンデュラスでは、人権擁護者を保護するための法的公共政策と制度的枠組を改善するために行われる努力が始められることになっている。しかし、ホンデュラスは、依然として、人権擁護者にとってラテンアメリカで最も危険な国の一つであり、実際、世界刑事責任免除指数は、この国を世界で刑事責任免除の程度が最も高い13か国に格付けている。人権擁護者は、

脅し、拷問、ハラスメントの標的であり、殺されさえし、人権擁護者が活動する市民のスペースは攻撃にさらされている。人権擁護者のカテゴリーの中には、市民的・政治的権利を擁護している者、土地と環境の擁護者、先住民の権利の擁護者、LGBTの人々の権利の擁護者、女性の擁護者等を含め、悪化する危険にさらされている者もある。特別報告者は、人権擁護者の保護と刑事責任免除をなくすことを国の優先事項とするようホンデュラスに要請する。

モルドヴァ共和国では、政府の国際人権メカニズムとのかかわりと人権枠組の国内の実施との間には未だにギャップがある。裁判官と検事総長事務所の汚職の申し立てが、市民社会団体にとって特に懸念されるどころであり、特別報告者は、政府機関が人権擁護者とその活動に汚名を着せ信用を失わせていることを懸念と共に述べた。弁護士、ジャーナリスト、メディア関係者、LGBTの人々の権利擁護者は、中傷とハラスメント、恣意的拘束と報復のより高い危険にさらされている。特別報告者は、政府に、表現の自由についての既存の法律が、国際的人権と国際法基準の遵守に効果的に適用されることを保証する措置を取るよう要請している。

特別報告者は、カンボディアへの訪問は、最近の政権交代後と FARC との和平協定の 2 周年目に行われ、人権理事会の 2020 年の 3 月の会期に発表されることを伝える。

特別報告者の女性人権擁護者に関するテーマ別報告書は、彼女たちがそのアイデンティティのためにもその活動のためにも攻撃されており、政治的指導者による女嫌いで性差別主義で人間嫌いのスピーチが増えていると述べており、女性人権擁護者が直面しているジェンダー化した危険を反映している。最後に、2018 年は「人権擁護者宣言」の 20 周年に当たり、人権擁護者が前進できるように、理事会がもっと多くのことをするよう要請する。

2. Nils Melzer 拷問に関する特別報告者

当該国ステートメント

ホンデュラス、モルドヴァ共和国、アルゼンチン、セルビア、ウクライナ、ウクライナ議会
人権コミッショナー

意見交換対話

アンゴラ、欧州連合、ブルキナファソ(フランス語諸国グループを代表)、チリ(諸国グループを代表)、ブラジル、パキスタン、エストニア、英国、デンマーク、リヒテンシュタイン、インド、ベルギー、パレスチナ国、カナダ、クロアチア、チュニジア、ニュージーランド、キューバ、ヨルダン、イラク、チェコ共和国、フィジー、国連ウイメン、スイス、ウルグアイ、フィンランド、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オランダ

特別報告者回答

Michel Forst: ホンデュラス政府に感謝し、フォローアップの提案を受け入れる。モルドヴァ共和国に対しては、マンデート保持者たちとの協力は有用であり、市民社会との協働制度が

拡大されてきたことはよいことである。多くの代表団---欧州連合、ベルギー及びその他---が女性人権擁護者の状況を改善するために何ができるかを尋ねてくれた。指標と好事例に関して準備され、女性人権擁護者に関する特別メカニズムが含まれている報告書がある。集団的保護は、特に村や地方の社会で、自分を守ることができない小規模自作農にとって大変重要である。これを開発してきた国々もあり、拡大することができよう。オランダは、女性人権擁護者のためのシェルターに関する良いプロジェクトを有している。女性擁護者のネットワークを生み出す緊急の必要性があり、女性擁護者の世界連合は優れた作業を行っているが、そのようなネットワークが存在しない国々もある。国連ウイメンの発表は歓迎され、女性擁護者保護に関するガイドラインは良い考えである。条約機関との協力も強調される。女子差別撤廃委員会も勧告を討議したがっており、地域機関との協力が必要である。国際フランス語圏協会の対応も、女性擁護者を擁護することを目的とする特別プログラムを開発するために歓迎される。

Nils Melzer

意見交換対話(継続)

韓国、チリ、イタリア、フィリピン、パラグアイ、メキシコ、オーストリア、フランス、コスタリカ、ボツワナ、エジプト、モロッコ、スロヴェニア、アイスランド、ノルウェー、ポーランド、スウェーデン、オーストラリア、アイルランド、ルクセンブルグ、イラン・イスラム共和国、アフガニスタン、中国、レソト、ジョージア、ブルキナファソ、アルバニア、マルタ、欧州評議会、カメルーン、サモア、バーレーン、インドネシア、アルメニア、南アフリカ、モルディヴ、ネパール、ボリヴィア多民族国家、国内人権機関世界同盟、国際人権サーヴェイス(開発における女性の権利協会、アムネスティ・インターナショナル、アジア人権開発フォーラムとの共同声明)、世界拷問禁止団体、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、federatie van Neerlandse Verenigingen tot Integratie van Homoseksualiteit---COC オランダ、コロンビア法律家委員会、人権法センター、国際レズビアン・ゲイ協会、欧州---第3世界センター、平和と開発 Maarij 財団、性と生殖に関する権利センターInc.、スイス平和ブリゲード・インターナショナル、Terra de Direitos、人権ハウス財団、人口開発アクション・カナダ

まとめ

Michel Forst: 人権擁護者の状況に関する特別報告者は、女性人権擁護者に関する報告書がほとんどの代表団によって歓迎されたことを嬉しく思う。この報告書は、作業ツールであると理解され、国際社会はこの問題に重点を置くべきである。この報告書は、間もなくもっと読みやすい版に翻訳されるであろう。特別報告者とそのチームは、自国の擁護者に関する法律を見直してもらいたいと望む国々に応える。紛争地域の女性擁護者に関しては、彼女たちに技術支援を提供する必要について意識を啓発するつもりである。女性擁護者に対するオンラインの脅しに関しては、この現象と闘うことが必要であり、国々がそのような攻撃に対するゼロ・トレ

ランスを採択する必要がある。女性人権擁護者に対する攻撃に対して刑事責任免除と闘うことを要請してきた代表団に同意する。フランスのような国々は、相当の注意義務に関する法律を制定し、一方企業と人権に関する作業部会が、女性擁護者に関するガイドラインと取り組んでいることを想起する。マンデートの廃止を要求したロシア連邦に就いて、ロシアはこのマンデートの有用性を検討するべきであると答える。最後に、土地と環境の擁護者に関する決議を提出するノルウェーの意図を歓迎する。

Mils Melzer

答弁権行使

ウクライナ: クリミアのことを言う時には、ロシア連邦に一時的に占領されているウクライナのクリミア自治区と言うようにすべての国際団体と専門機関に要請する。ウクライナの軍事支出が増加しているのは、ロシアの攻撃から守るためにより多くの金銭を費やさなければならないからである。ロシアがウクライナの土地から軍を撤退させたらすぐに支出は再び社会的ニーズに向けられるであろう。ドネツクにおける人権の低下に関しては、ウクライナは、これはひとえにロシア連邦による占領のためであることを強調する。ウクライナは拷問とその他の残酷で非人間的慣行を止めるようロシアに要請する。

3月1日(金)午前 第11回会議

議事項目3(継続)

提出文書

25. プライヴァシーへの権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/40/63)
26. 文化的権利の分野における特別報告者報告書(A/HRC/40/53)
27. 上記報告書付録---マレーシアへの訪問(A/HRC/40/53/Add.1)
28. 上記報告書付録---マレーシアのコメント(A/HRC/40/53/Add.2)

報告書プレゼンテーション

1. Joseph Cannataci プライヴァシーへの権利に関する特別報告者
2. Karima Bennouna 文化的権利の分野における特別報告者

当該国ステートメント

マレーシア、マレーシア人権委員会(ビデオで)

意見交換対話

ドイツ(諸国グループを代表)、欧州連合、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、パキスタン、アフガニスタン、英国、イスラエル、クロアチア、チュニジア、ヨルダン、イラク、フィジー、キューバ、オーストラリア、ロシア連邦、ボ

リヴィア多民族国家、サウディアラビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、韓国、エルサルヴァドル、フランス

回答

Joseph Cannataci、Karima Bennoune

意見交換対話(継続)

メキシコ、アゼルバイジャン、エジプト、モロッコ、ポーランド、アルジェリア、イラン・イスラム共和国、ネパール、中国、ジョージア、ギリシャ、マルタ、ノルウェー、ガボン、東ティモール、カメルーン、アルメニア、ウクライナ、南アフリカ、バングラデシュ、国際PEN、Freemuse---音楽検閲世界フォーラム、拷問被害者 Hhiam リハビリ・センター、国際レズビアン・ゲイ協会、漸進的コミュニケーション協会、人口開発アクション・カナダ、第19条---国際検閲禁止センター、英国ヒューマニスト協会、フランシスカン・インターナショナル、開発における女性の権利協会、Al-khoei 財団、人権アドヴォキッツ Inc.、Prahar

まとめ

Joseph Cannataci、Karima Bennoune

3月1日(金)午後 第12回会議

議事項目3(継続)

提出文書

29. テロ対策中の人権の推進と保護に関する特別報告者報告書(A/HRC/40/52)
30. 上記報告書付録---チュニジアへの訪問(A/HRC/40/52/Add.1)
31. 上記報告書付録---サウディアラビアへの訪問(A/HRC/40/52/Add.2)
32. 上記報告書付録---スリランカへの訪問(A/HRC/40/52/Add.3)
33. 上記報告書付録---フランスへの訪問(A/HRC/40/52/Add.4)
34. 上記報告書付録---ベルギーへの訪問(A/HRC/40/52/Add.5)
35. 上記報告書付録---チュニジアのコメント(A/HRC/40/52/Add.6)
36. 上記報告書付録---サウディアラビアのコメント(A/HRC/40/52/Add.7)
37. 上記報告書付録---スリランカのコメント(A/HRC/40/52/Add.8)
38. 上記報告書付録---フランスのコメント(A/HRC/40/52/Add.9)

報告書プレゼンテーション

Fionnuala Ni Aolain テロ対策中の人権の推進と保護に関する特別報告者

当該国ステートメント

スリランカ、スリランカ国内人権委員会、ベルギー、サウディアラビア、チュニジア、フラ

ンス、フランス国内人権諮問委員会

意見交換対話

アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、パキスタン、エストニア、英国、イスラエル、パレスチナ国、ヨルダン、イラク、リビア、オーストラリア、ウルグアイ、キューバ、シリア・アラブ共和国、ナイジェリア、ロシア連邦、アラブ首長国連邦、メキシコ、モルティヴ、エジプト、モロッコ

回答

Fionnuala Ni Aolain

意見交換対話(継続)

ミャンマー、スイス、アイスランド、チャド、アルジェリア、アイルランド、イラン・イスラム共和国、バーレーン、バングラデシュ、セネガル、中国、ブルキナファソ、アルバニア、レバノン、トリニダード・トバゴ、インド、カメルーン、エクアドル、アフガニスタン、カタール、イラク開発団体、中国人権学協会(CSHRS)、権利生計賞財団、フランシスカン・インターナショナル(アムネスティ・インターナショナルとの共同声明)、人権アドヴォケイツ Inc.、国際法律家委員会(第 19 条---国際検閲禁止センター、アムネスティ・インターナショナル国際人権同盟連盟との共同声明)、開かれた社会機関

まとめ

Fionnuala Ni Aolain

答弁権行使

アルメニア: アルメニアとナゴルノ・カラバフ共和国にあるすべての建築記念碑はその起源にかかわらず国の保護記念碑のリストに含まれており、当局はこれらが保存され回復されることを保障している。アゼルバイジャンはその支配下にある領土でアルメニアの記念碑を破壊する慎重な政策を継続している。1998 年から 2005 年までに、アゼルバイジャン政府は、3,000 以上の中世の十字架の石を持つ墓地を完全に破壊し、これを軍の射撃場に変えた。これの写真の証拠にもかかわらず、事実確認ミッションの入国を否定し続けている。

パレスチナ国: イスラエルはユダヤ人へののみ自決権を強調しているので、国法の承認後にアラビア語の状態を格下げした時に、イスラエルの官吏が文化的権利に関する特別報告者のマンデートを歓迎するのは皮肉である。イスラエルの国連教育科学文化機関に対する批判は、圧力をかけ、パレスチナの違法な占領とパレスチナの併合を合法化するのに役立っている。イスラエルが行っていることは、違法な入植地の建設を含め、東エルサレムの併合政策である。イスラエルの行動は、ヘブロンの世界遺産の場を脅かし、特にバイパス道を建設するという考えは恐ろしい。イスラエルは解決できる政治紛争を宗教戦争に変えようとしている。

サウディアラビア: 特別報告者の訪問に続き、テロの正確な定義を含む法律を 2017 年に可決した。テロリズムに対する取り組みが曖昧なのはカタールである。

アゼルバイジャン: アルメニアのステートメントは皮肉である。在アルメニアのアゼルバイジャン人の何世紀にもわたる文化遺産を拭き去り、国を単一民族国家に変えたのはアルメニアである。2005 年と 2010 年のアゼルバイジャンの被占領地への訪問に続いて、欧州安全保障開発機構は、アルメニア側に、この地域の民族構成を変えることを控えるように要請した。アゼルバイジャンは、アルメニアに、国連決議の用語に沿ってナゴルノ・カラバフのことを述べるよう要請する。

カタール: サウディアラビアの行動は国際基準に沿っていない。その政策は、人権擁護者に対して誤用されておき、政治的・市民的スペースを表している。サウディアラビア代表団は、もっと正確であるべきであり他国を攻撃しないで自国のありとあらゆる人権侵害について語るべきである。

アルメニア: アルメニアは単一文化の国であるとのアゼルバイジャンの非難に反駁する。アゼルバイジャンはその国境内及び占領している領土内で多文化主義を窒息させている。アルメニアは、もしアゼルバイジャンも被占領地に事実確認ミッションを認めるのならば、これと協力するであろう。

サウディアラビア: 自国の領土でテロを支援し、資金提供し、扇動する者は自分のイメージを明るくするためにこの国際フォーラムを利用し、同じ罪で他を非難している。

カタール: サウディアラビアは理事会の注意をそらし、テロリズムの非難をよそに向けようとしている。カタールは、みんなが、誰がテロを支援し、テロを助けているかを知っていることを強調する。

アゼルバイジャン: 根拠のない非難に比べ、アルメニアは民族浄化を行い、攻撃を推進し続けている国であるので、人権について話す道徳的根拠はないと言わざるを得ない。アルメニアは単一民族社会であり、侵略国である。アルメニア軍は主要な不安定要因であり、持続可能な平和への唯一の道はその除去であろう。

3月4日(月)午前 第13回会議

子どもの権利に関する年次丸1日の会議

提出文書

包摂的教育を通して、その人権の享受のために障害を持つ子どもをエンパワーする--- 国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/40/27)

開会ステートメント

Coly Seck 人権理事会議長

基調ステートメント

Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

司会者とパネリストのステートメント

1. Ricardo Gonzalez Arenas ジュネーヴ国連事務所ウルグアイ代表部大使・司会者
2. Jorge Cardona 子どもの権利委員会元委員
3. Catalina Devandas 障害を持つ子どもの権利に関する国連特別報告者
4. Dumitrita Cropivnitchi 子どもの権利アドヴォキット Lumos

意見交換対話

Emmanuel17歳(ビデオで)、Eldar14歳(ビデオで)、アイスランド(北欧バルティック諸国を代表)、バルバドス(カリブ海共同体を代表)、タイ(東南アジア諸国連合を代表)、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、欧州連合、セイシェル、フランス、オーストリア、ボツワナ、レソト、ルーマニア、オーストラリア人権委員会、性と生殖に関する権利センターInc.、教育への権利教育の自由のための国際団体(OIDEL)、ミャンマー、イラク、オーストラリア、**日本**(日本は包摂的な教育制度を構築することを目的として、障害を持つ子どものための様々な措置を取ってきた。障害を持つ子どもをエンパワーすことに加えて、より一般的に子どもの権利を推進し保護するために活動してきたことを強調し、すべての子どもの権利を推進し保護するさらなる措置を取ることを約束する)、ブルガリア、イスラエル、モンテネグロ、パキスタン、ウルグアイ、英国、エルサルバドル、ブラジル(ポルトガル語諸国共同体を代表)、インドネシア国内人権委員会(Komnas HAM)、女性・教育・開発国際ヴォランティア団体---VIDES、プラン・インターナショナル Inc.(セイヴ・ザ・チルトレン・インターナショナル、性と生殖に関する権利 Inc.、子ども擁護インターナショナル、国際家族計画連盟との共同声明)

まとめ

Jorge Cardona、Catalina Devandas Aguilar、Dumitrita Cropivnitchi、Ricardo Gonzalez Arenas

3月4日(月)昼 第14回会議

議事項目3(継続)

提出文書

39. 安全で、清潔で、健全で、持続可能な環境の享受に関連する人権責務の問題に関する特別報告者報告書(A/HRC/40/55)
40. 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居に関する特別報告者報告書

(A/HRC/40/61)

41. 上記報告書付録---韓国への訪問(A/HRC/40/61/Add.1)
42. 上記報告書付録---エジプトへの訪問(A/HRC/40/61/Add.2)
43. 上記報告書付録---韓国のコメント(A/HRC/40/61/Add.3)
44. 上記報告書付録---エジプトのコメント(A/HRC/40/61/Add.4)
45. 上記報告書付録---エジプトのコメント改訂版(A/HRC/40/61/Add.5)

報告書プレゼンテーション

1. David R. Boyd 安全で、清潔で、健全で持続可能な環境の許容受に関連する人権責務の問題に関する特別報告者
2. Leilani Farha 適切な生活水準への権利の構成要素としての適切な住居に関する特別報告者

当該国ステートメント

エジプト、エジプト国内人権会議、韓国、韓国国内人権委員会

意見交換対話

欧州連合、アンゴラ(アフリカ・グループを代表、ペルー(諸国グループを代表)、クウェート、スペイン、パキスタン、ホーリーシー、インド、パレスチナ国、国連子ども基金、スロヴェニア、チュニジア、ドイツ、ヨルダン、イラク、フィジー、キューバ、モナコ、フィンランド、ウルグアイ、ジブティ、トーゴ、マレーシア、シリア・アラブ共和国、ロシア連邦、ボリヴィア多民族国家、サウディアラビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、エルサルヴァドル、パラグアイ

回答

David R. Boyd、Leilani Farha

意見交換対話(継続)

フランス、コスタリカ、モルディヴ、アゼルバイジャン、ボツワナ、ガボン、スウェーデン、スイス、アイスランド、アルジェリア、ネパール、イラン・イスラム共和国、バーレーン、バングラデシュ、中国、ベナン、ジョージア、エチオピア、レバノン、ギリシャ、ジャマイカ、国連欧州経済委員会、南アフリカ、セيشェル、エクアドル、国連環境計画、マーシャル諸島、インドネシア、国連ラ米経済委員会、モロッコ、フランスカン・インターナショナル、人権アドヴォキッツ Inc.、Earthjustice、協議のための友好世界委員会、カイロ人権学研究所、経済的・社会的・文化的権利世界イニシャティヴ、ヒューマン・ライツ・ナウ、国際レズビアン・ゲイ協会、マイノリティ権利グループ、国際弁護士団体、先住民族宣教会議、Terre cdes Hommes 国際連盟、iuventum e.V.、平和・開発・人権 Maat 協会、母親が大事

まとめ

David R. Boyd、Leilani Farha

答弁権行使

ブラジル: 国全体にわたる先住民族の権利へのブラジルの長期にわたる公約を繰り返し述べる。証拠の通り、史上初めて、現政府は、政府の閣僚として先住民族女性を任命した。さらに Minas Gerais のダムの悲劇的な決壊に対応して、特別ホットラインが、救援努力の一部として、障害者が利用できるものにされた。Minas Gerais の災害に関して、政府は、かかわりたいと望むすべてのステイクホルダーとの透明性のある対話を維持することを公約した。

3月4日(月)午後 第15回会議

教育の場での障害を持つ子どもを含めた好事例に重点を置いたパネルとの子どもの権利に関する年次会議

基調ステートメント

Hassan Ali Khayre ソマリア首相

司会者とパネリストのステートメント

1. Walter Stevens ジュネーヴ国連事務所欧州連合代表団団長、司会者
2. Maria Soledad Cisternas Reyesd 障害とアクセス可能性に関する事務総長特使
3. Afshan Khab 国連子ども基金欧州中央アジア地域部長
4. Bushara Zulfiqar バングラデシュ・セイヴ・ザ・チルドレン教育部長

討論

欧州連合、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、イタリア、モロッコ、サウディアラビア、ロシア連邦、エクアドル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、メキシコ、カタール、ルクセンブルグ、オマーン、モロッコ国内人権会議、子どもの権利コネクト(セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、国際カトリック子どもビューロー、ATD 第4世界国際運動との共同声明)、国際カトリック子どもビューロー、モルドヴァ共和国、モナコ、アゼルバイジャン、アラブ主要国連邦、南アフリカ、エジプト、モルディヴ、バハマ、ギリシャ、中国、フィジー、トリニダード・トバゴ、人口開発アクション・カナダ、平和開発 Maarij 財団、アフリカ先住民族調整委員会

まとめ

Walter Stevens、Afshan Khan、Maria Soledad Cisternas Reyes、Walter Stevens

3月5日(火)午前 第16回会議

議事項目3(継続)

提出文書

46. 宗教または信念の自由に関する特別報告者報告書(A/HRC/40/58)
47. 上記報告書付録---チュニジアへの訪問(A/HRC/40/58/Add.1)
48. 上記報告書付録---チュニジアのコメント(A/HRC/40/58/Add.2)
49. 子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者報告書(A/HRC/40/51)(編訳は「公式文書」を参照)
50. 上記報告書付録---ラオ民主主義人民共和国への訪問(A/HRC/40/51/Add.1)
51. 上記報告書付録---アイランドへの訪問(A/HRC/40/51/Add.2)
53. 上記報告書付録---ラオ民主主義人民共和国のコメント(A/HRC/40/51/Add.4)
54. 上記報告し付録---マレーシアのコメント(A/HRC/40/51/Add.5)

報告書のプレゼンテーション

1. Ahmed Shaheed 宗教または信念の自由に関する特別報告者
2. Maud de Boer-Buquicchio 子ども買春、子どもポルノ及びその他の子どもの性的虐待資料を含めた子どもの売買と性的搾取に関する特別報告者(Ahmed Shaheed が代読): 成人がこれまでできなかった大義にコミットした子どもの声の力に世界は目覚めつつある。カトリック教会の聖職者による子どもの性的虐待は、被害者が継続して名乗り出てくる時に、もはやタブーではない。移動と難民に関する「グローバル・コンパクト」の採択は、移動する子どもの権利を保証する共通の責任の承認である。

子どもの売買と性的搾取に関するテーマ別調査を紹介して、報告者は、このような慣行は至るところで起こり、スポーツも例外ではないことを述べる。企業に責任と救済策へのアクセスを含めた3つの柱をもって、2011年に支持された「企業と人権に関する指導原則」は、国家にとっての権威のある基準でなければならない。特に明確な契約上の関係が不在であるために移籍の状況での子どもの売買と人身取引となることもあるスポーツにおける慣行に対する認識が高まっている。国際的な法的枠組は、国家と人権侵害に対処するスポーツ団体のような民間セクターのために明確な責務を定めている。予防に関しては、国内の既存の子ども保護枠組と密接に調整するスポーツ団体内に、独立した通報メカニズムが必要である。大きなスポーツ行事の中で、強制移動、性的搾取及び子ども労働があり、教育への権利にインパクトを与えている。

2017年11月に行われたラオ人民民主主義共和国への訪問に関しては、国内法への「子どもの権利に関する条約」の規定の組み入れにおいて、かなりの進歩があった。しかし、人的資源と財源が不十分であるために、子ども保護措置の実施が欠如しており、従って、非営利

団体との協力を開発することが、重要な前進の道であろう。性的搾取と労働搾取のための子どもに対する虐待、暴力、売買または人身取引の現象並びに子ども結婚は広く現実的である。刑事責任免除をなくすことは、政府にとっての核心となる優先事項でなければならない。

2018年5月のアイルランドへの訪問に関しては、「条約」下での権利保持者として子どもを認め、子ども保護機関 Tusla の設立及び情報技術関連の虐待から子どもを保護するために設置されてきた措置のような重要な手段が認められた。しかし、国内で子どもに対する性犯罪がいかにかに定義されているかに関して統一した方法論が欠如していることに関して問題が残っている。国家が経営する機関でも聖職者による機関でも過去に起こった恐ろしい子ども虐待は、まだこれから捜査されなければならない。国家は、司法へのアクセスを可能にし、記録を公開するよう要請される。

2018年9月~10月のマレーシアへの訪問は、副首相が例外なく女兒と男児の婚姻最低年齢を18歳に引き上げることを求めている好機に行われた。かなりの進歩がみられたが、マレーシアは、すべての子どもが必要な保護を受けられるようにする努力を倍増するよう要請される。結論として、子どもの売買と性的搾取に関するデータの欠如がマンダートの作業を妨げ続けていることを述べる。

昨年の総会への報告書の中で、「持続可能な開発目標8」と「16」の見直しプロセスが子どもに対する犯罪に向けてより対象を絞ったものとなるためにいくつかの提案がなされた。

当該国ステートメント

チュニジア、アイルランド、ラオ人民民主主義共和国、マレーシア、マレーシア国内人権委員会

意見交換対話

欧州連合、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、ウルグアイ(諸国グループを代表)、スペイン、パキスタン、ホーリーシー、アイスランド、英国、マルタ騎士団、イスラエル、リヒテンシュタイン、ブラジル、ベルギー、カナダ、パレスチナ国、国連子ども基金、クロアチア、チュニジア、ヨルダン、イラク、チェコ共和国、リビア、キューバ、オーストラリア、トーゴ、ロシア連邦、シエラレオネ、タイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アラブ首長国連邦、オランダ、イタリア、フィリピン、オーストリア、フランス

回答

Armed Shaheed

意見交換対話(継続)

メキシコ、アゼバイジャン、ベラルーシ、エジプト、ノルウェー、ポーランド、アルジェリア、アイルランド、ネパール、イラン・イスラム共和国、バーレーン、中国、ジョージ

ア、ブルキナファソ、アルバニア、ギリシャ、ウクライナ、マルタ、カメルーン、エクアドル、デンマーク、モンテネグロ、スロヴァキア、南アフリカ、インドネシア、アルメニア、キプロス、バングラデシュ、アイランド人権平等委員会、全世界基督教徒連帯、世界福音同盟、自由擁護同盟、国際ヒューマニスト倫理連合、漸進的コミュニケーション協会、良心の自由のための協会と個人の欧州調整、科学技術汎アフリカ連合、英国ヒューマニスト協会、平和団体調査委員会、第 19 条---国際検閲禁止センター、国際和解フェロシップ、国際アフリカ民主主義協会、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、平和開発 Maarij 財団、Verein Sudwind Entwicklungspolitik

まとめ

Ahmed Shaheed

3月5日(火)昼 第17回会議

記事項目 3(継続)

提出文書

55. 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表報告書(A/HRC/40/50)

56. 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表報告書(A/HRC/40/49)

報告書プレゼンテーション

1. Marta Santos Pais 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表

2. Virginia Gamba 子どもと武力紛争のための事務総長特別代表

意見交換対話

ラトヴィア(諸国グループを代表)、ウルグアイ(諸国グループを代表)、欧州連合、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、フィジー(諸国グループを代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、カナダ(フランス語諸国グループを代表)、クウェート、スペイン、パキスタン、スーダン、イスラエル、英国、マルタ騎士団、ベルギー、パレスチナ国、スロヴェニア、クロアチア、ドイツ、テュニジア、ヨルダン、フィジー、リビア、ソマリア、ジブティ、ウルグアイ、シリア・アラブ共和国、タイ、ロシア連邦、サウディアラビア、ポルトガル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、フィリピン、パラグアイ、エルサルヴァドル

回答

Maria Santos Pais、Virginia Gamba

意見交換対話

オーストリア、フランス、コスタリカ、メキシコ、モルディヴ、ブルガリア、アゼルバイジャン、エジプト、ミャンマー、チャド、北マケドニア、ネパール、イラン・イスラム共和

国、国際赤十字委員会、スイス、中国、モンテネグロ、レソト、ジョージア、ボツワナ、レバノン、ギリシャ、アンゴラ、ナイジェリア、ウクライナ、カメルーン、エクアドル、南アフリカ、ルクセンブルグ、アルゼンチン、ベラルーシ、カナダ、イラク、イタリア、モロッコ、カンボディア、バングラデシュ、カタール、アルジェリア、法律司法欧州センター、Terre des Hommes 国際連盟(ECPAT 国際財団、プラン・インターナショナル Inc.、子ども擁護インターナショナルとの共同声明)、国際和解フェローシップ、国際 ECPAT 財団(戦争の子ども Stichting との共同声明)、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、脅威にさらされた諸国民協会、Organisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internationale---OCAPROCE インターナショナル、コロンビア法家委員会、子ども擁護インターナショナル、女性の人権国際協会、プラン・インターナショナル Inc.、国際カトリック子どもビューロー、性と生殖に関する権利センターInc.、米州先住民族国際委員会、Organisation internationale pour les pays les moins avances (OIPMA)

まとめ

Maria Santos Pais、Virginia Aamba

3月5日(火)午後 第18回会議

議事項目3(継続)

提出文書

57. 障害者の権利に関する特別報告者報告書(A/HRC/40/54)
58. 上記報告書付録---フランスへの訪問(A/HRC/40/54/Add.1)
59. 上記報告書付録---フランスのコメント(A/HRC/40/54/Add.2)
60. 白皮症の人々の人権の享受に関する独立専門家報告書(A/HRC/40/62)
61. 上記報告書付録---フィジーへの訪問(A/HRC/40/62/Add.1)
62. 上記報告書付録---人権と白皮症: アドヴォカシーと調査に関する合意と優先事項を求めてに関するラウンドテーブル(A/HRC/40/62/Add.2)
63. 上記報告書付録---ケニアへの訪問(A/HRC/40/62/Add.3)

報告書プレゼンテーション

1. Catalina Devandas Aguilar 障害者の権利に関する特別報告者
2. Ikponwosa Ero 白皮症の人々の人権の享受に関する独立専門家

当該国ステートメント

フランス、フランス国内人権諮問委員会、フィジー、ケニア

答弁権行使

イスラエル: パレスチナ当局は自身では宗教の自由を尊重していないのに、このトピックについてイスラエルを非難する機会を逃しはしない。ガザは、他の宗教には寛容ではないイスラム集団によって支配されている。イスラエルは、宗教の自由が許されている中東で唯一の国であり、基督教徒社会が増えている場所である。パレスチナ人が、イスラエルの多様な慣行から学び、自身でもこれを実施するよう勧める。

アゼルバイジャン: アルメニアからのヘイト・スピーチは滑稽である。アルメニアで暮らしている事実が証明している。アルメニアの真意は、アゼルバイジャンの継続する攻撃と占領から国際社会の注意をそらすことである。もしこの国が長く遅れている主権のある独立国家としての開発について真剣であるのなら、国際的責務を果たすことがアルメニアの最高の利益である。

中国: NGOの中には、宗教的マイノリティを迫害しているとして中国を非難したところもある。事実は全く異なる。つまり、中国は宗教と信念の自由を提唱し、宗教の場を含め、宗教活動を保護している。政府は、ウイグル・ムスリムを含め、2,000万人以上のムスリムの信念の自由を保護している。中国は、彼らがテロを捨てる手助けをするために一握りの人々を訓練するための専門の訓練センターを創設してきたが、これが中国における安全保障の状況を改善してきた。

3月6日(水)午前 第19回会議

議事項目 2: 国連人権高等弁務官年次報告書及び人権高等弁務官事務所と事務総長の報告書

提出文書

1. 人権高等弁務官年次報告書(A/HRC/40/3)(翻訳は「公式文書」を参照)

報告書プレゼンテーション

Michelle Bachelet: 年次報告書は、人類が多くの深刻な課題に直面している時に、すべての人権を支持するために国家を支援する事務所の努力を概説している。これには広範な気候変動の脅威、技術の発展、多様な武力紛争での耐えがたい文民の苦しみ、強制移動、青年の失業、構造的な経済的不正、外国人排斥とヘイト・スピーチ及び甚だしい不平等が含まれる。所得、富、資源へのアクセス及び司法へのアクセスが、すべての人間の平等、尊厳、人権の原則に対する基本的課題となっている。不平等はすべての国々に悪影響を及ぼしている。繁栄している国々においてさえ、人々は開発の利益から排除され、経済的・社会的権利を剥奪されていると感じており、これが疎外感、不安定、時には暴力に繋がっている。スーダンでは、過去数か月の間、厳しい経済条件とガヴァナンスの悪さに抗議している人々は、安全保障軍によって、時には武器を用いて暴力的に追い散らされている。ジンバブエでは、

緊縮措置に反対する抗議も、安全保障軍による受け入れ難い暴力に直面してきた。ハイティでは、上昇する食品価格と汚職に関して先月抗議が勃発した。フランスでは、「黄色いヴェスト」が彼らが経済権と公的問題への参画からの排除と考えることに対して抗議している。ヴェネズエラの状況は、市民的・政治的権利の侵害が経済的・社会的権利の低下を促進する方法を明確に説明している。これら急速に悪化する経済的・社会的条件が、どのように一層の抗議、一層の抑圧、さらなる市民的・政治的権利侵害を生じさせるかも示している。ニカラグアの大変に深刻な社会的・政治的危機の状況で、国内対話の再開が、この国が直面している重大な問題に対処する重要な手段となろう。パレスチナ被占領地では、占領が経済的・社会的権利に与える破壊的なインパクトが市民的・政治的権利侵害と密接に関連している。パレスチナ人に経済的困難を課すことは、イスラエルをより安全にするものではなく、人権侵害をある程度防止し、緩和する手助けをしてきたヘブロンの一時的な国際保護の存在をキャンセルするというイスラエルの決定を残念に思う。

「2030 アジェンダ」を達成するために、世界の国々は、不平等---資源、所得、権力、司法へのアクセス及び人間の尊厳のための基本的条件に関する---取組に関して前進することが必要である。国々が「誰も取り残さない」ことに合意した時、国々はこれらに対処するという深遠な公約をしたのである。開発への権利も、真の開発は市民の参画に基づいて初めてできることを明確にした。もし世界が最も持続可能で効果的な開発を求めるのであれば、市民社会と人権擁護者のための幅広いスペースを確保しなければならない。高等弁務官は、世界中での人権擁護者の殺害数にショックを受けている。市民のスペースの制限は、いくつかの地域にわたって数多くの国々によって制定されつつある。サウディアラビアでの女性人権擁護者の明らかに恣意的な逮捕と拘束及び申し立てられている虐待と拷問について懸念を唱える。トルコでは、不安定化の力としてよりはむしろ社会的対話への貴重な寄与者として、批判的または反対の声をみるよう政府に要請する。中国では、特に新疆ウイグル自治区での強制失踪と恣意的拘禁の広がったパターンを指摘する継続する報告の独立した評価を行うために、人権高等弁務官事務所は、完全なアクセスを求めて中国政府とかわることを求めている。全体的にかなりの貧困削減があったインドでは、不平等が依然として深刻な問題である。さらに、増加するハラスメントと不平等が、人権理事会及びその他の政府間機関にとっての最大の懸念であるいくつかの世界的傾向の牽引力であることを示す報告を受けている。任意によらない不安定な移動がその例である。武力紛争が、頻繁に、任意によらない移動の根本原因として引用されている。しかし、移動は、不平等---貧困、差別、抑圧、暴力、ガヴァナンスの悪さ、気候変動、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利の侵害---によっても牽引されている。この課題は、「移動世界コンパクト」で概説されている包括的でバランスの取れた人権措置を取ることによって、対処できよう。エルサルヴァドル、グアテマラ及びホンデュラスから米国への継続する人々の移動は、深い不平等につなが

る根強い侵害で、開発が万人に届くことを保障できないものと見ることができよう。メキシコ、グアテマラ、ホンデュラス、エルサルヴァドル及びラテンアメリカ・カリブ海経済委員会によって開発されつつある包括的な開発計画は、この課題に対する歓迎される対応である。米国では、亡命及びその他の形態の人権保護へのアクセスを制限する新しい移動者保護プロトコールは、懸念の源である。オーストラリアのマナス島とナウルから新しい拘束センターに急遽移動者を移転させることについても懸念を提起する。健全な移動の不可欠の要素として正規移動のためのより幅広いチャンネルを設立することに欧州連合が関心を示しているとの最近の発表に元気づけられている。人権を根拠として、脆弱な状況にある移動者の入国と滞在を可能にする数か国(フィンランド、ポルトガル、スペインを含む)の法律のみならず、移動者が経済と社会に統合する手助けをするドイツのプログラムの成功も推奨する。

苦情、過激主義、紛争を煽ることにより、不平等が平和と安全保障を損なうことを強調して、高等弁務官は、サヘルでの対テロ活動中に、その「事務所」が、文民に対する害悪の危険を減らすことを目的として、革新的取組を実施してきたことを想起する。「事務所」は、ブルキナファソ、チャド、マリ、モーリタニア及びニジェールで活動している「G5 サヘル合同軍」と協力している。司法と経済的・社会的権利の支持にさらなる投資をすることの利益を検討するようカメルーンを奨励する。ミャンマーでは、経済的利益と活動が、ロヒンギヤの非人間化と長期的強制移動と共に、ミャンマー軍による暴力と強制移動を牽引するカギとなる要素であるようである。朝鮮民主主義人民共和国では、ひどい人権侵害に対処するために、検討中の問題の幅を広げることが、この国の国民に利益を与える具体的成果を支援できよう。シリアでは、正義と説明責任が依然としてあらゆる和解の基本であろう。イエメンでは、高等弁務官は、現在の休戦にもかかわらず文民の苦しみについて深く懸念している。これら否定的傾向のさ中でも、視野の広い指導部が市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利を推進しようとしている有望な領域がある程度ある。例えば、エチオピアでは、持続可能な開発の利益を含め、改革が幅広い人権問題に対処しようとしてきた。女性が首都の市長に選出されたチュニジアのように、女性のリーダーシップと平等に関して進歩が継続している。記録的な数の女性が米国議会に選出され、多様性のための著しい手段が取られた。しかし、世界の多くの部分で、女性は攻撃され、餌食にされ、搾取され、黙らされ、その尊厳と権利を奪われている。移動する女性と女兒は、ジェンダーに基づく暴力の高い危険にさらされている。

理事会の現会期中に、「事務所」は、アフガニスタン、コロンビア、キプロス、朝鮮民主主義人民共和国、コンゴ民主共和国、エリトリア、グアテマラ、ホンデュラス、イラン、リビア、ミャンマー、スリランカ、ウクライナ、ヴェネズエラ及びイエメン並びにパレスチナ被占領地に関するテーマ別報告書と国に特化した口頭での最新情報または報告書を提出する。リビアでは、年初めからエスカレートしている暴力が、ますます分裂している政治的状

況と継続する無法状態を仮定すれば、さらに混沌とした状況になることもある。高等弁務官は、コントロール線の両側での銃撃が継続して人命の損失と強制移動を助長しているのを、カシミールでの継続する緊張について依然として懸念している。インドにもパキスタンにも、現地の状況を監視し、両国が人権問題に対処するのを支援するために「事務所」を招くよう奨励する。フィリピンでは、27,000名もの人々が2016年半ば以来違法麻薬に反対するキャンペーンの状況で殺害されたかも知れないと推定している筋もある。司法外殺害の重大な申し立てにもかかわらず、わずか1つの事件が捜査と訴追を受けた。人権基準に従った公衆衛生の取組と害悪削減イニシアティブを採用するようフィリピンを奨励する。

不平等とすべての人権に平等な重みと尊重を置くことができないことは、平和と安全保障、開発及び人権という国連の3本柱全部を浸食する力を持つことを強調する。不平等は持続可能で包摂的な開発を達成する世界の機会を脅かす。不平等は苦情と不安定を掻き立て、憎悪、暴力、平和への脅威を煽る。不平等は人々に家や国を捨てさせる。不平等は、社会的進歩と経済的・政治的安定を損なう。しかし、人権は希望を築く。人権は、抑圧、搾取、犠牲化、差別、不平等の分裂的・破壊的力と鋭い対照をなして、共通の原則とより良い未来と共に人類をまとめる。国々の中には、ありとあらゆる人権に基づいて、規律のあるより効果的な政策を採用することを選択しているところもある。相互に補強し合うものとして、市民的・政治的・経済的・社会的・文化的権利を推進する手段を取ることで、これらの国々は、持続可能な開発と社会的調和の強力な土台を築くことをあてにできよう。

議事項目3(継続)

障害者の権利と白皮症に関する意見交換対話(継続)

メキシコ(諸国グループを代表)、欧州連合、パキスタン、エストニア、スーダン、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、英国、インド、ブラジル、国連子ども基金、クロアチア、テュニジア、キューバ、ヨルダン、イラク、リビア、ソマリア、フィンランド、ジブティ、トーゴ、オーストラリア、ポルトガル、ウルグアイ、タイ、シエラレオネ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、チリ、イタリア、フィリピン、エルサルヴァドル、コスタリカ

回答

Catalina Devandas Aguilar、Ikponwosa Ero

意見交換対話(継続)

ブルガリア、アゼルバイジャン、エジプト、モロッコ、アイスランド、ニュージーランド、アルジェリア、ネパール、イラン・イスラム共和国、中国、ジョージア、ブルキナファソ、ボツワナ、ハンガリー、ナイジェリア、マレーシア、マルタ、カメルーン、日本(2020年の東京オリンピック・パラリンピックは「持続可能な開発目標」と障害者差別の撤廃へのスポーツの貢献を示すことになろう。日本は、司法へのアクセスが極めて重要であることを

強調して、白皮症の人々に対するあらゆる形態の暴力に強く反対する)、南アフリカ、インドネシア、タンザニア連合共和国、マラウィ、パラグアイ、アフガニスタン、ハイティ Office de la protection du citoyen(OPC)、国際弁護士協会、人口開発アクション・カナダ、世界 Barua 団体(WBO)

3月6日(水)午後 第20回会議

議事項目3(継続)

障害者の権利と白皮症の人々に関する意見交換対話(継続)

Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、キューバ国連協会、ルーテル世界連盟、世界ユダヤ人会議、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、アムステイ・インターナショナル、アフリカ先住民族調整委員会、Mbororo 社会的文化的開発協会、中国人権学協会 Alsalam 財団、障害者の権利委員会、Prahar、イラク開発団体

まとめ

Catalina Devandas Aguilar、Ikponwosa Ero

議事項目2(継続)

障害者の権利に関する年次討論

提出文書

2. 「障害者の権利に関する条約」第26条の下での教育訓練とリハビリ---国連人権高等弁務官事務省報告書(A/HRC/40/32)

開会ステートメント

Coly Seck 人権理事会議長

基調ステートメント

Michelle Bachelet

パネリストによるステートメント

1. Catalina Devandas Aguilar 障害者の権利に関する特別報告者
2. Lauro Purcil 国際障害者同盟
3. Alarcos Cieza 世界保健機関障害とリハビリ・チーム・コーディネーター
4. Jorg Seber CBM インターナショナル世界顧問

討論

バーレーン(アラブ・グループを代表)、モザンビーク(ベルギー、チリ、イタリア、「対人

地雷禁止条約」被害者支援委員会委員国を代表)、マレーシア(東南アジア諸国連合を代表)、ブラジル(ポルトガル語諸国共同体を代表)、フィンランド(北欧バルティック諸国を代表)、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、クロアチア(諸国グループを代表)、バハマ(カリブ海共同体を代表)、オマーン(湾岸協力会議を代表)、メキシコ(インドネシア、韓国、トルコ、オーストラリアを代表)、欧州連合、英国、インドネシア国内人権委員会(Komnas HAM)、国際地雷禁止キャンペーン、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、イタリア、スペイン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、カタール、ヴェトナム、インドネシア、南アフリカ、ロシア連邦、ブラジル、ギリシャ、モルディヴ、イラン・イスラム共和国、ロシア連邦人権委員会、イラク開発団体、平和・開発・人権協会 Maat

まとめ

Catalina Devandas Aguilar、Lauro Purcil、Alarcos Cieza、Jorg Weber

3月7日(木)午前 第21回会議

議事項目2(継続)

国連副事務総長との意見交換対話

開会ステートメント

Coly Seck 人権理事会議長

国連副事務総長ステートメント

Amina Mohammed 国連副事務総長

意見交換対話

欧州連合、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、セネガル、英国、チュニジア、カーボヴェルデ(ポルトガル語諸国共同体を代表)、アイルランド、南アフリカ、キューバ、国際開発法団体、コスタリカ、スーダン、メキシコ、デンマーク(諸国グループを代表)、ナイジェリア、ヴァヌアトゥ、スイス、国内人権機関世界同盟、CIVICUS---世界市民参画同盟、

Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国際レズビアン・ゲイ協会

まとめ

Amina Mohammed

人権高等弁務官との意見交換対話

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、欧州連合、中国(諸国グループを代表)アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、南アフリカ(諸国グループを代表)、ペルー(諸国グループを

代表)、アルゼンチン(諸国グループを代表)、フィジー(諸国グループを代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、オランダ(諸国グループを代表)、アイスランド(諸国グループを代表)、ペルー、モロッコ(諸国グループを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、クウェート、オランダ、パキスタン、デンマーク、ポルトガル、イスラエル、リヒテンシュタイン、スーダン、リトアニア、インド、ブラジル、マルタ騎士団、カナダ、パレスチナ国、テュニジア、スロヴェニア、ホンデュラス、ドイツ、キューバ

3月7日(木)午後 第22回会議

議事項目2(継続)

高等弁務官との意見交換対話(継続)

ヨルダン、イラク、チェコ共和国、国連ウイメン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、カタール、ソマリア、フィンランド、ラトヴィア、ロシア連邦、フィリピン、シリア・アラブ共和国、オーストラリア、ボリヴィア多民族国家、タイ、ウルグアイ、サウディアラビア、ナミビア、リビア、スペイン、チリ、イタリア、韓国、エルサルヴァドル、パラグアイ、メキシコ、フランス、モルディヴ、コスタリカ、アゼルバイジャン、オーストリア、ボツワナ、ベラルーシ、エジプト、バハマ、モロッコ、ミャンマー、スイス、ポーランド、スウェーデン、コロンビア、アイルランド、ルクセンブルグ、イラン・イスラム共和国、ネパール、バーレーン、中国、モンテネグロ、レソト、ジョージア、米州機構、ブルキナファソ、オマーン、エチオピア、アルバニア、イエメン、ウガンダ、ハンガリー、レバノン、英国、ナイジェリア、ジャマイカ、ウクライナ、マリ、セネガル、朝鮮民主主義人民共和国、南アフリカ、ニカラグア、トルコ、**日本**(国連システムの中心、特に「持続可能な開発目標」の核心に人権を据えることが大変に重要である。日本は、早期警告と早期行動への高等弁務官の強調を支援し、様々な人権メカニズムがこの領域で極めて重要な役割を継続して果たしていることを述べる)、エクアドル、スロヴァキア、モルドヴァ共和国、北マケドニア、モンゴル、カメルーン、アルメニア、ブータン、ジンバブエ、カンボディア、ギリシャ、ザンビア、ヴェトナム、ハイティ、ベルギー、アルジェリア、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、第19条---国際検閲禁止センター、国際人権同盟連盟

3月8日(金)午前 第23回会議

議事項目2(継続)

国際女性の日に当たっての高等弁務官ステートメント

Michelle Bachelet

高等弁務官との意見交換対話(継続)

国際法律家委員会、アメリカ法律家協会、国際人権サーヴィス、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

まとめ

Michelle Bachelet

答弁権行使

ガボン: 恣意的拘束に関する欧州連合のステートメントに続いて驚きと失望を表明する。2016年の選挙に続いて、ガボン大統領は国内対話を開催したが、その結果は国内法に書かれている。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 地域の国々がヴェネズエラの民主主義を破壊する計画に加わったことを嘆かわしく思う。ヴェネズエラへのいわゆる人道介入の目標は、実際は、国の領土の保全を損なうことであり、この場合には支持されていない多国間主義と国際法を擁護するよう理事会に要請する。

インド: 自決権を装って、パキスタンの奨励でのテロリストによって引き起こされたカシミールの状況に関するパキスタンのステートメントを拒否する。これは、自国の人権侵害から理事会の注意をそらすパキスタンの意図である。インドは、理事会には国内問題に介入する権利はないことを繰り返し述べる。

パキスタン: インドはそのカシミールの違法な占領を正当化するために国境を越えたテロの嘘の陰に隠れることはできない。インドは、その甘い考えを持つことはできようが、現実には決して変わることはない。パキスタンは、インドが世界の他の国々とは大変に違った風に国家が推し進めるテロという用語を用いていることを強調する。インドはその暴力が元首相のラジヴ・ガンジーの悲劇的暗殺に繋がった破壊的なテロリスト集団を生み出すという特異性を有している。インドにおける刑事責任免除のパターンが、民族的権利の殺害者を覆い隠している。レイプが反対勢力を罰し、辱めるための試みで、女性を標的とするためにインド軍によって用いられている。インドは国家が支援するテロの本部でありファシズムの大建築物はインドでは建設の進んだ段階にある。インドは、平和にチャンスを与えなければならない。

シリア・アラブ共和国: リヒテンシュタインのような国々によって、シリアに対して向けられた慢性的な評価を拒否する。特定の国々を標的とした人権の旗の下での介入者の攻撃があるが、シリアで進んでいることとは何の関係もない。これら非難は、シリアに対して海外からもたらされた過激主義のイデオロギーを無視している。これら人権に対する依怙臆屈的取組は、シリアの問題への違法な介入とシリア領土の違法な占領を見逃している。人権問題についてのリヒテンシュタインとその他のカタールのような国々の懸念は、国際法の尊重

とは何の関係もない。シリアは、シリアで犯罪を行っている国々、特に「国連憲章」と相容れないメカニズムを継続して推進している国々が説明責任を取るよう要求する。

バーレーン: 自由な表現、信念、集会への権利のような基本的自由は、政治的・経済的現代化の要石として憲法によって保証されている。最近の国民投票は、すべての国々の場合と同様に、そのような権利を、地方の価値に沿うように行使するバーレーン国民の意志を強調した。司法当局は、完全な完結性と完全に公平に法を順守する基盤とみなされている。バーレーンは、その司法プロセスへの介入と非難に十分な根拠がない限りこの制度に対する非難を全面的に拒否する。

モロッコ: 西サハラに関して敵意ある立場をとっているアルジェリア及びその他の国々を代表する南アフリカのステートメントを批判する。このステートメントにかかわっている国々は、その行動が理事会で討議されている人権侵害にかかわっている国々である。これらの国々はモロッコを傷つけようとしており、これは理事会が根拠を置く原則を根本的に尊重しないこととなる。これは、冷戦中にアルジェリアによって支持される分離主義者のためであり、国連によっては認められていない。12月中に、国連の主催でラウンドテーブルが開催され、西サハラの真の代表者たちがこの行事に参加した。

中国: 新疆自治区は、テロと過激主義の脅威に直面し、政府はこれに対処するために職業訓練センターを設立したが、これは宗教的抑圧とは何の関係もない。中国は法の支配の国である。中国は、我が国を批判する際に、二重基準の慣行を止めるよう他の国々と NGO に要請し、建設的対話を始めるようすべての国々に要請する。

インド: 我が国の安全保障軍は、カシミールにおけるパキスタンからの攻撃に直面して、最大限の抑止を示した。パキスタンは依然としてテロのハブであり、パキスタンに拠点を置く集団は、そこからインドに向けて攻撃を開始する完全な自由を享受している。

パキスタン: 偽りのニュースを広げ、偽情報センターを育成するインドの安全保障サーヴイスとメディア・ネットワークとの間の不浄な繋がりを非難する。これがソーシャル・メディアに煽られた昨年の一連の殺害に繋がり、マイノリティに対する残虐行為の根本原因となっている。

提出文書

3. 人権の点での多国籍業及びその他の企業に関する無期限政府間作業部会の第4回会期報告書(A/HRC/40/48)
4. 上記報告書付録(A/HRC/40/48/Add.1)
5. 人権と「持続可能な開発 2030 アジェンダ」に関する対話と協力のための会期間会議の概要(A/HRC/40/34)
6. 特別手続きの結論と勧告に関する事務総長報告書(A/HRC/40/18)
7. 人権理事会決議を実施するために取られた措置と条約機関制度の効果をさらに改善し、

調和させ、改革するための勧告を含め、その実施に対する障害---事務総長報告書
(A/HRC/40/19)

8. 「拷問及びその他の非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰禁止条約選択議定書」
によって設立された特別基金---事務総長報告書(A/HRC/40/20)

9. テロ対策中の人権と基本的自由の保護に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/
40/28)

10. すべての国々における経済的・社会的・文化的権利の実現の問題: 人々をエンパワー
し、包摂性と平等を保障する際の経済的・社会的・文化的権利の役割---事務総長報告書
(A/HRC/40/29)

11. 国籍・宗教・言語マイノリティの権利に関する国連人権高等弁務官事務所報告書
(A/HRC/40/30)

12. 働く権利の実現に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/40/31)

報告書プレゼンテーション

1. Adam Abdelmoula 国連人権高等弁務官事務所人権・条約メカニズム部部长
2. Emilio Izquierdo ジュネーブ国連事務所エクアドル代表部大使
3. Moten Jespersen ジュネーブ国連事務所デンマーク代表部大使

議事項目 3(継続)

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運
動を代表)、マーシャル諸島(諸国グループを代表)、アルジェリア(アフリカ・グループを代
表)、韓国(オーストリア、デンマーク、シンガポール及び 56 か国を代表)、オマーン(湾岸
協力会議を代表)、ルーマニア(欧州連合を代表)、デンマーク諸国グループを代表)、エスト
ニア(北欧・バルティック諸国を代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、モルディヴ
(諸国グループを代表)、ロシア連邦(諸国グループを代表)、カナダ(諸国グループを代表)、
パキスタン、英国、インド、ブラジル、キューバ、チュニジア、イラク、トーゴ、ウルグア
イ、フィリピン

まとめ

Emilio Izquierdo ジュネーブ国連事務所エクアドル代表部大使

3月8日(金)午後 第24回会議

議事項目3(継続)

マーシャル諸島外務大臣ステートメント

John M. Silk

一般討論(継続)

ネパール、ナイジェリア、ウクライナ、南アフリカ、中国、カタール、スーダン、イスラエル、パレスチナ国、モザンビーク、シンガポール、国連ウィメン、ボリヴィア多民族国家、タイ、ロシア連邦、オランダ、コスタリカ、アゼルバイジャン、ボツワナ、アルジェリア、アイルランド、イラン・イスラム共和国、モンテネグロ、レバノン、ギリシャ、カナダ、パラグアイ、サモア、タンザニア連合共和国、アルメニア、国連食糧農業機関、ナミビア、ジョージア、インドネシア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、リビア、創価学会インターナショナル(国際カトリック子どもビューロー、テレジア協会、国際人種差別撤廃団体、国際差別人種主義反対運動(IMADR)、Globethics.net 財団、UPR インフォ、ONG ホープ・インターナショナル、クリーン・エネルギー惑星協会 Inc.、GAIA 財団、オーストラリア難民会議、開発人権機関---IDHR、教育への権利・教育の自由国際団体(IODEL)、大卒女性インターナショナル(GWI)、国際ユダヤ人女性会議、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、Organisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internationale---OCAPROCE インターナショナルとの共同声明)、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII(カリタス・インターナショナル、正義と平和のためのドミニカンズ---説教師団)、カトリック女性団体世界連合、パッシヨニスト・インタターナショナル、Points-Coeur 協会、女性・教育・開発国際ヴォランティア団体---VIDES、May Our Help of the Saesians of Don Bosco 国際機関、St. Vincent de Paul 協会国際連合、Apostolate n the Independent Wocial Milieus 国際運動、国際弁護士団体、St. Vincent de Paul 慈善の娘団、ニュー・ヒューマニティとの共同声明)、企業の説明責任インターナショナル、Il Cenacolo、エドマンド・ライス・インターナショナル Ltd.、Conects Direitos Humanos、東部スーダン女性開発団体、世界福音同盟、世界ユダヤ人会議、第19条---国際検閲禁止センター、欧州第三世界センター、環境管理学センター、プレス・エンブレム・キャンペーン、国際差別人種主義反対運動(IMADR)、国際アフリカ民主主義協会、人権法センター、母親が大事(大卒女性インターナショナル(GWI)との共同声明)、漸進的コミュニケーション協会、VIVAT インターナショナル、テロ被害者擁護協会、政策調査機関、Ertegha Keyfiat Zendegi イラン慈善機関(社会的被害者保護慈善機関との共同声明)、世界環境資源会議(WERC)、科学 Asociacion HazteOir 汎アフリカ連合、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、アフリカ地域農業貸付協会、平和開発 Maarij 財団、平

和団体調査委員会、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、アメリカ法律家協会、国際人権活動日本委員会、iucentum e.V、Mouvement contre le racism et pour l'amitie entre les peuples、Rencontre ficaine pour la defese des droits de l'homme、FIAN インターナショナル e.V、アフリカ開発協会、南北協力連合都市機関、国際キャリア支援協会、人権平和アドヴォカシー・センター、Shivi 開発協会、世界ロシア人会議、社会的害悪防止協会、パレスチナ人居住難民権 Badil リソース・センター、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、スイス平和ブリゲード・インターナショナル、人口開発アクション・カナダ、缶詰業者インターナショナル永久委員会、社会的被害者擁護慈善機関、Asociacion HazeOir 団体、欧州連合広報、国際女性の平等協会、キューバ国連協会、Solidarite Suisse-Guine、世界ムスリム会議、国際法律家委員会

答弁権行使

インド: 現在までにパキスタンはカシミールのインド領の 78,000 平方キロメートル以上を占領している。インドは、パキスタンによる攻撃に対処するために、あらゆる行動を取ることに静かに断固としてコミットしている。2月26日の軍事攻撃は、そのような行動である。パキスタンは自国の領土でのテロ攻撃の加害者に関して行動を起こすよう助言される。

キューバ: オランダは平等に関するその記録を仮定すれば、キューバまたはその他の国を批判する権威はない。キューバは、オランダでの移動者とマイノリティに対する攻撃、特にムスリム集団に対する攻撃を述べる高等弁務官からの最近の報告書を指摘する。オランダが、労働市場と賃金格差における女性差別の自国の問題に対処できなかったことを残念に思う。キューバはその機能を改善するために、理事会での操作をやめてほしいとの希望を表明する。

ブラジル: ブラジルは、対話と透明性にコミットしており、従ってある市民社会団体によってなされた申し立てに対応しなければならない。ボルサナロ大統領は、女性の権利と家族省を創設した執行命令第 870 号に署名した。第 5 条は、市民社会を管理する方法として、誤って理解されてきた。実際は、これは汚職に反対し、プロセスをより説明責任のあるものにする措置として予想されている。起こった悲劇に関して、すべての公的サービスが、この悲劇に対応し、特に最も脆弱な者に到達するために動員されてきた。電話が、助けを求めために脆弱な人々に利用できるようにされた。

パキスタン: インドは最も馬鹿々々しい議論を継続して押し付けようとしている。カシミールは植民地解除の未完の仕事である。インドは事実を無視して、日の下のあらゆるものに対してパキスタンを中傷している。インドが占領しているカシミールは、1年近く政府がなかった。カシミールはインド領ではなく国際的に認められた紛争地域である。インドは誤った情報を広げており、パキスタンは、合法的なカシミール紛争に対して自国にとって役に立つものとなっているパキスタンに対するその話を変えるようインド代表団に要請する。パキ

スタンは、真の民主主義は、国の抑圧政策の一部として女性をレイプすることなく、マイノリティに対する大量虐殺を画策したりはしないことを強調する。パキスタンは、自己反省し、進路を変更するようインドに要請する。平和にチャンスを与えるようインドに要請する。

インド: 我が国では法の支配を厳格に尊重している。パキスタンは市民権を否定するという罪を犯しており、戒告状を差別している。国内の反対派の声はすべて定期的に鎮圧され、マイノリティは洗神法に付きまとわれている。宗派の暴力と組織的迫害がムスリム・マイノリティに対してけしかけられている。インドはカシミール地域から軍を撤退させるようパキスタンに要請する。

パキスタン: 会期に続く会期で、インドは継続して事実を操作し、被害者のようにふるまっている。今日が国際女性の日であることを考慮して、インドの安全保障軍が戦争の道具としてレイプを利用しているカシミールで、8,000名以上の女性が性的に攻撃され嫌がらせを受けてきたことが特定されるべきである。ムスリムやキリスト教の男性と結婚しているヒンデュー女性の殺害は、ありふれた慣行である。インドはレイプの世界的首都である。

3月11日(月)午前 第25回会議

議事項目3(継続)

一般討論(継続)

連合学校インターナショナル、CIVICUS---市民参画同盟、Conseil International pour le soutien a des proces equitables et aux Droits de l'Homme、国際ムスリム女性連合、アジア・ユーラシア人権フォーラム、国際女性・教育・開発ヴォランティア団体---VIDES、Mbororo 社会文化開発協会、国際国連青年学生運動、Association pour l'inegration et le Developpement Durable au Burundi、"Tupaj Amaru"インディアン運動、L'Observatoire mauritanien des droits de l'homme et de la democratie、世界市民協会、Godwin Osung 国際財団 Inc.(アフリカ・プロジェクト)、環境の持続可能な開発を提唱するイラン女性協会(暴力被害者擁護団体との共同声明)、Sikh 人権グループ、人権開発アジア・フォーラム、フランスカン・インターナショナル、アラブ法律家連合、国際弁護士団体、イラク開発団体、Alsalam 財団、国際人権サービス(アムネスティ・インターナショナルとの共同声明)、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、国連監視機構、Ingenieurs du Monde、法律司法欧州センター、国際人権同盟連盟、国際教育開発 Inc.、保健人権推進者アフリカ委員会、LDCs 国際団体、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、国際アメリカ・マイノリティ人権協会(IHRAAM)、カイロ人権学研究所、中国人権学協会(CSHRS)、英国ヒューマニスト協会、女性と子どもの権利推進協会(APWCR)、国際人種差別撤廃団体、連合村、脅威にさら

される諸国民協会、解放、アフリカ先住民族調整委員会、統合開発アフリカ機関(AAID)、よき羊飼いの慈善聖母の会衆(正義と平和のドミニカンズ---説教師団、エドモンド・ライス国際Ltd.との共同声明)、Servas インターナショナル、人権アドヴォキッツ Inc.、アフリカ欧州医療調査ネットワーク、エジプト人権団体

答弁権行使

中国: 新疆ウイグル自治区に状況に関するステートメントに応えるが、これら団体の意図は、国際社会を誤らせることである。中国は、これらステートメントを断固として拒否する。新疆ウイグル自治区の安全保障の状況は、改善している。以前は毎日のようにテロ攻撃があった。職業センターは、強制収容所ではなくて全寮制の学校であり、過激主義を根絶し人々にスキルを教えることを目的とする訓練センターである。すべての措置は、新疆の人々との相談に続いて、中国法に沿って取られている。

3月11日(月)昼 第26回会議

議事項目 4: 理事会の注意を必要とする人権状況

提出文書

1. ミャンマーの人権状況に関する特別報告者報告書(A/HRC/40/68)

報告書プレゼンテーション

Yanghee Lee ミャンマーの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

ミャンマー

意見交換対話

タイ(東南アジア諸国連合を代表)、欧州連合、スペイン、アフガニスタン、エストニア、デンマーク、リヒテンシュタイン、リトアニア、インド、バングラデシュ、英国、ベルギー、カナダ、ドイツ、クロアチア、イラク、チェコ共和国、ソマリア、フィンランド、ヴェトナム、オーストラリア、ロシア連邦、サウジアラビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オランダ、韓国、フランス、コスタリカ、モルディヴ、ベラルーシ、朝鮮民主主義人民共和国、スイス、アイスランド、ノルウェー、スウェーデン、ニュージーランド、アイerland、ルクセンブルグ、イラン・イスラム共和国、バングラデシュ、中国、ギリシャ、フィリピン、日本(国際調査委員会と協力するようにとの政府への呼びかけを継続し、国際社会はどのように紛争の悪影響を受けた人々を支援できるのかを特別報告者に尋ねる)、スロヴァキア、ラオ人民民主主義共和国、イスラム協力団体、タイ、アジア人権開発フォーラム、弁護士の権利監視機構カナダ(国際人権サーヴィスとの共同宣言)、ヒューマン・ライ

ツ・ノウ、全世界基督教徒連帯、法律司法欧州センター、国際教育開発 Inc.、国際人権同盟連盟、オーストラリア難民会議

まとめ

Yanghee Lee

3月11日(月)昼 第27回会議

議事項目4(継続)

朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者のプレゼンテーション

Thomas Ojea Quintana 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

朝鮮民主主義人民共和国は欠席

意見交換対話

欧州連合、スペイン、英国、ドイツ、チェコ共和国、キューバ、オーストラリア、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、フランス、ベラルーシ、アイスランド、ミャンマー、ニュージーランド、ブルガリア、アイルランド、イラン・イスラム共和国、中国、ギリシャ、カナダ、**日本**(拉致が起こってから40年以上が経っており、拉致被害者もその家族も高齢になっているので、朝鮮民主主義人民共和国による日本国民の拉致の問題は緊急に解決す必要があることを強調する)、ノルウェー、ウクライナ、シリア・アラブ共和国、国際民主弁護士協会(IADL)、“Tupaj Amaru”インディアン運動、朝鮮人再統合の成功のための人々、全世界基督教徒連帯、国際弁護士協会、人権監視機構、世界ユダヤ人会議、アムネスティ・インターナショナル

3月11日(月)午後 第28回会議

議事項目4(継続)

提出文書

2. イラン・イスラム共和国の人権状況に関する特別報告者報告書

報告書プレゼンテーション

Javaid Rehman イランの人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

イラン・イスラム共和国

意見交換対話

欧州連合、デンマーク、イスラエル、英国、ベルギー、ドイツ、チェコ共和国、キューバ、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オランダ、フランス、ベラルーシ、朝鮮民主主義人民共和国、スイス、ノルウェー

回答

Javaid Rehman

意見交換対話(継続)

ニュージーランド、アイルランド、中国、アイスランド、ルクセンブルグ、セイシェル、北マケドニア、シリア・アラブ共和国、バハイ国際共同体、イラン家庭保健協会、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、社会的被害者保護慈善機関(Ertegha Keyfiat Zendegi イラン慈善機関、暴力被害者擁護団体、環境の持続可能な開発を提唱するイラン女性協会、社会的害悪防止協会(PASH)との共同声明)、国際ジャーナリスト連盟、国際教育開発 Inc.、弁護士
の権利監視機構カナダ、英国ヒューマニスト協会

まとめ

Javad Rehman

3月11日(月)午後 第29回会議

議事項目4(継続)

エリトリアの人権状況に関する強化された意見交換対話

開会ステートメント

Coly Seck 人権理事会議長

基調ステートメント

1. Kate Giomora 国連人権副高等弁務官
2. Daniela Krvet エリトリアの人権状況に関する特別報告者
3. Tesfamichael Gerahatu 第40回人権理事会一のエリトリア代表団団長
4. Vanessa Tsehaye One Day Seyou 創設者
5. Daniel Eyasu 国立青年連合とエリトリア学生協力国際関係長

意見交換対話

欧州連合、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、エチオピア、スーダン、英国、バーレーン、ベルギー、クロアチア、ドイツ、チェコ共和国、ソマリア、オーストラリア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、オランダ、フランス、スイス、アイスランド

ド、イラン・イスラム共和国、中国、ギリシャ、ルクセンブルグ、ノルウェー、サウディアラビア、ジブティ、ハンガリー、アルジェリア、欧州アフリカ外部プログラム、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、人権アドヴォケイツ、国際和解フェローシップ、ジュビリー・キャンペーン、全世界基督教徒連帯、平和開発人権協会 Maat、人権監視機構

まとめ

Kate Gilmore, Daniela Kravetz, Tesfamichael Grahtu, Vanessa Tsehaye

答弁権行使

レバノン: イランに関する意見交換対話中にイスラエルが行った申し立てに応えるが、イスラエルは、レバノンの一部を含め、領土を占領していることを偽るための独自のアジェンダのために、理事会での討議を利用している。レバノンの集団は法に従って活動しており、テロ集団ではない。

3月12日(火)午前 第30回会議

議事項目4(継続)

提出文書

3. 南スーダンの人権に関する委員会報告書(A/HRC/40/69)

報告書プレゼンテーション

1. Yamin Sooka 南スーダンの人権に関する委員会議長
2. Barney Afako 南スーダンの人権に関する委員会委員
3. Qndrew Clapham 南スーダンの人権に関する委員会委員

南スーダン法務・憲法問題大臣ステートメント

Paulino Wanawilla Unango

意見交換対話

欧州連合、スペイン、スーダン、デンマーク、ベルギー、オーストラリア、ロシア連邦、オランダ、フランス、ボツワナ、スイス、アイスランド、ニュージーランド、ブルガリア、アイルランド、中国、アルバニア、**日本**(平和再活性化協定の署名を歓迎し、当事者がこれを実施すよう希望する。日本は、性暴力及びその他の人権侵害の報告について懸念しており、南スーダンとアフリカの人権と諸国民の権利委員会との間の協力の評価について尋ねる)、スロヴァキア、ウクライナ、ノルウェー、英国、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、ルーテル世界連盟、人権監視機構、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国際人種差別撤廃団体

まとめ

Aandrew Clapham、Barney Afako、Yasmin Sooka

3月12日(火)昼 第31回会議

議事項目4(継続)

提出文書

4. シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会報告書(A/HRC/40/70)

報告書プレゼンテーション

Paulo Sergio Pinheiro シリアに関する独立国際調査委員会議長

当該国ステートメント

シリア代表は欠席

意見交換対話

フィンランド(デンマーク、アイスランド、ノルウェー、スウェーデンも代表)、欧州連合、クエート、スペイン、エストニア、スーダン、イスラエル、リヒテンシュタイン、ブラジル、ベルギー、ドイツ、クロアチア、ヨルダン、イラク、国連ウイメン、チェコ共和国、カタール、エジプト、オーストラリア、ロシア連邦、サウディアラビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、フランス、チリ、イタリア、オランダ、ベラルーシ、キューバ、朝鮮民主主義人民共和国、スイス、アイランド、イラン・イスラム共和国

当該国ステートメント

シリア・アラブ共和国

回答

Paulo Sergio Pinheiro、Karen Koning Abuzayd シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会委員、Hanny Megally シリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会委員

意見交換対話(継続)

パーレーン、中国、ジョージア、アルバニア、ルーマニア、ギリシャ、マルタ、トルコ、日本(日本は2012年以来、シリアと近隣諸国への援助として25億ドル以上を提供して来た。化学兵器の使用は、いかなる状況においても容認できず、非難されるべきである)、エクアドル、スロヴァキア、アラブ首長国連邦、アルジェリア、英国、キプロス、モルディヴ、人権のための医師、婦人国際平和自由連盟、アラブ法律家連合、Conseil International pour le soutien a des proces equitables et aux Droits de l'Homme、パレスチナ人帰還センターLtd.、国際人権同盟連盟、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、"Tupaj Amaru"インデ

イアン運動

まとめ

Paulo Sergio Pinheiro

3月12日(火)午後 第32回会議

議事項目4(継続)

ブルンディに関する独立国際調査委員会のプレゼンテーション

1. Doudou Diene ブルンディに関する独立国際調査委員会議長
2. Phancoise Hampson ブルンディに関する独立国際調査委員会委員
3. Lucy Asuagbor ブルンディに関する独立国際調査委員会委員

当該国ステートメント

ブルンディ

意見交換対話

欧州連合、スーダン、デンマーク、ベルギー、ドイツ、オーストラリア、ロシア連邦、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、オランダ、フランス、スイス、ミャンマー、チャド、アイランド、ルクセンブルグ、中国、タンザニア連合共和国、ウクライナ、ノルウェー、カメルーン、ACAT(拷問廃止基督教徒行動)国際連盟(TRIAL インターナショナル、市民的・政治的権利センター、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクトとの共同声明)、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、国際人権サーヴィス、人権アドヴォケイツ、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、CIVICUS---世界市民参画同盟、国際人権同盟連盟、第19条---国際拷問禁止センター

まとめ

Doudou Diene、Lucy Asuagbor、Francoise Hampson

3月12日(火)午後 第33回会議

議事項目4(継続)

提出文書

5. 朝鮮民主主義人民共和国で説明責任を推進する---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/40/36)

朝鮮民主主義人民共和国における人権侵害に対する説明責任に関する独立専門家グループによる勧告の実施に関する高等弁務官報告書のプレゼンテーション

Kate Gilmore 国連人権副高等弁務官

一般討論

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、ルーマニア(欧州連合を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(諸国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ペルー、デンマーク、英国、チェコ共和国、ウルグアイ、オーストラリア、オーストリア、アイスランド、ウクライナ、**日本**(日本は、ミャンマーのみならず、中東における現在の人権状況を懸念を抱いて観察し続けている。ラテンアメリカに関しては、日本は依然としてヴェネズエラとニカラグアの人権状況について心配している。アジア太平洋地域では、依然として民主的強化に対して課題がある。日本は、米国と朝鮮民主主義人民共和国との間のプロセスを継続して支援し、すべての関連ステイクホルダーにこの取組を分かち合うよう要請する)、スペイン、カメルーン、中国、キューバ、パキスタン、イスラエル、ベルギー、カナダ、スロヴェニア、ドイツ、フィンランド、ロシア連邦、オランダ、韓国、フランス、ベラルーシ、スイス、ニュージーランド、アイルランド、ルクセンブルグ、イラン・イスラム共和国、朝鮮民主主義人民共和国、ジョージア、スーダン、ニカラグア、ボリヴィア多民族国家、ノルウェー、ミャンマー、シリア・アラブ共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、バハイ国際共同体、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、ともに死刑に反対、マイノリティ権利グループ、フランシスカン・インターナショナル(VIVAT インターナショナルとの共同声明)、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、イラン人権文書化センター、アジア人権・開発フォーラム、人権監視機構、全世界基督教徒連帯、缶詰業者国際永久委員会、国際人権同盟連盟、スイス-ギニア連帯、弁護士の権利監視機構カナダ、国際法律家委員会、アフリカ文化インターナショナル、連合学校インターナショナル、国際人権サーヴィス、国際非同盟学研究所、インディアン教育会議、欧州ヒューマニスト連盟、人権機関、人権と諸国民の権利アフリカ憲章尊重適用国際委員会、Dunenyó 協会、Action international pour la paix et le developpement dans la region des Grande Lacs、英連邦人権イニシャティヴ、パレスチナ人帰還センターLtd.、人権のための医師、イラン家族保健協会、エドマンド・ライス・インターナショナル

答弁権行使

イラン・イスラム共和国: 人権について説教するイスラエルを含め、英国、欧州連合及びイスラエルによって多くの馬鹿々々しい主張がなされた。国連と高等弁務官事務所によるすべての報告書は、抗議者に向けた発砲を含め、パレスチナ被占領地で起こっている大量殺戮を証明している。欧州連合諸国では、移動者とムスリム教徒に対するヘイト・スピーチが横行

している。英国では、英国国民はあらゆる犯罪に対応することを免れるべきであるとの植民地的信念の名残がある。英国とデンマークは、人権についてそら涙を流している。そのような偽善はやめなければならない。

レバノン: イスラエルはその政策に敢えて反対する地域のすべての政党をテロリストであると非難している。イスラエルは最近レバノンを石器時代に戻すと脅し、シリアのテロ集団に資金を出しているとの文書化もある。レバノンのすべての政党は、レバノンの制定法の予告内で活動しており、どの政党も国連のテロリスト集団のリストには載っていない。

インド: パキスタンは、その悪意のあるプロバガンダのために理事会を誤用していることを残念に思う。理事会は、ジャンム・カシミールの人々が基本的権利さえ否定されているので、ジャンム・カシミールのインドの州の一部のパキスタンによる違法な占領を調べなければならない。パキスタンは、テロリストの匿い、強制的改宗と洗神法、強制失踪、宗教的不寛容、ムスリム・マイノリティへの攻撃で国際社会に知られている。ジャンム・カシミールはインドの不可欠の部分である。自決権の原則は、領土の保全を浸食するために誤用されてはならない。パキスタンはその制度を改革した方がよかろう。

中国: 数か国と NGO は中国に対して証拠のない非難をした。これに応じて、中国は、ドイツでは人種主義と排外主義が台頭しており、フランスでは移動者と難民に対する人種差別が、フィンランドやスイスと同様にひどいことを指摘する。カナダでは、先住民が差別を受けている。新疆とティベットは貴重な経済地域であり、すべての民族集団は、そこで平和に暮らしている。いくつかの職業訓練センターが設立されてきたが、これは過激主義と闘うためである。

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 人権理事会理事国による根拠のない申し立ては、ニコラス・マデュロ大統領の堅固な民主主義の土台を不安定化することを目的としている。ヴェネズエラ国民は、選挙中に世界でも最も信頼できるコンピュータによる投票制度の一つを利用してきたのであり、民主的プロセスは保証されている。メディアの狂気を煽り、マデュロ政府を非合法化するために、人道援助の名のもとヴェネズエラの国境を通して暴力的に侵入し、自分の食糧トラックに火をつけたことに対して、トランプ大統領とその地域の追従者たちを非難する。ヴェネズエラは、明日の平和を保証するために、しっかりと立ち、「国連憲章」の原則を支援するよう国際社会に要請する。組織的な人権侵害についてヴェネズエラを非難する者たちは、開発途上国の人々に対して大量虐殺、人種主義、排外主義を行っている。

トルコ: 欧州連合及びその他の国々のステートメントに応えるが、トルコは、トルコのガヴァナンスの基本的柱である人権、民主主義、法の支配のような普遍的価値に絶対的にコミットしている。忌まわしいクーデターの試みに続いて、トルコには、この実在的脅威を止める措置を取る権利がある。トルコでの状況が正常化し始めた後で、緊急事態が昨年廃止され

た。政府が採ったすべての措置は、民主主義と法の支配を両立させるという目的で取られてきた。

ロシア連邦: ウクライナ、ジョージア及びその他の国々に応える。ジョージア代表団は、ロシアが南オセチアとアブカジアを占領しているのではなく、国際法に違反しているのではないことを想起するべきである。これら2国はしばらく独立し主権のある国であり、ロシアとその他の国々はこれを認めなければならない。ロシアはクリミアへのアクセスを閉鎖しているわけではなく、これは、これをもたらした総会の決議に賛成票を投じた国々によってなされたことである。もしロシアがクリミアまたはセヴァストポリへの訪問の要請を受け入れるならば、ロシア連邦の地の部分への訪問の要請に対応するようにふるまうであろう。ロシア法がこれら地域に当てはまり人権と基本的自由を完全に保証している。ロシアのドンバスの占領に関するウクライナのステートメントは嘘である。オブザーヴァーであると主張する武力軍によるこの地域の現在の占領は、ウクライナによって行われている。ウクライナはミンスク合意を支持するよう要請される。理事会には、その領土についての加盟国の主権に属する問題を討議する権威はない。

エジプト: 英国、フランス、ドイツ、ノルウェー及び欧州連合は、現実と何の関連性もない非難をエジプトに向けた。これは理事会内の協力を毒する政治的動機の非難である。これは、移動者の迫害を含め、真の人権侵害から注意をそらすものである。エジプトでの逮捕は、法に違反したときのみ起こり、公正な裁判がかかわる。表現とメディアの自由は、法律によって保証されており、死刑は最も重大な犯罪にのみ適用されている。

日本: 朝鮮民主主義人民共和国によってなされた根拠のない非難を否定する。第二次世界大戦以来の歴史上の事実を謙虚に受け入れ、日本は組織的に人権を尊重して来たが、同様のことをするよう地域の他の国々に要請する。日本は、この問題に関してさらに答弁権を行使することはしないが、さらなる非難を受け入れこともない。

バーレーン: デンマークとアイルランドの非難は、根拠がなく誤った情報に基づいている。バーレーンは、法の支配の相当のプロセスで、市民社会を脅かす犯罪が罰せられる包摂的で多極的社会に依然としてコミットしていることを確認する。これを念頭に置いて、バーレーンは、刑事司法制度の改革に乗り出し、継続する改善を享受しており、説明責任と透明性を高めている。

パキスタン: インドは自国の人権記録から注意をそらすために嘘を広げ続けている。インドのエリートは歴史は、人権侵害に満ちている。パキスタンの制度は、国民の生活を改善しようと努力している。インドでは、議員が、ヒンズー寺院での娘のレイプを支援している。最高裁判所は、罪を犯したレイピストを釈放した。インドはカシミールに関する高等弁務官事務所の報告書に概説されている問題の根本原因に対処しなければならない。インド軍は、カシミール人を殺害し、彼らを盲目にした。自決権に関しては、カシミールは植民時代

の未決の問題であり、従って狭い定義が適用される。インドは平和にチャンスを与えるよう要請される。

朝鮮民主主義人民共和国: 政治的動機があるので、いくつかの代表団による馬鹿々々しい非難を拒否する。こういった国の代表団は、自国の人権記録を調べるよう助言される。拉致問題に関する日本の発言に関しては、これは朝鮮民主主義人民共和国の寛大さのお陰で、何年も前に解決されているので、これを拒否する。日本はこの問題を自国の政治的目的のために利用している。日本は慰安婦と奴隷制度のための何百万人もの朝鮮人の強制徴用を含め、人道違反の犯罪に対して謝罪しなければならない。

ウクライナ: ロシアに伝えるが、ウクライナ及びその他の領土の保全に関する総会決議を理事会に思い起こしてもらいたい。その決議の一つは、正式文書でクリミアに言及する時には、一時的にロシア連邦に占領されているクリミア自治共和国及びセバストポリ市と言うように国連団体と専門機関に要請している。ドンバスとクリミアでの人権状況の重大な悪化は、ひとえにウクライナに対するロシア連邦の武力攻撃によって引き起こされた。ロシア連邦は、国際法に違反して、ウクライナ人に対して拷問と心理的圧力を用い続けている。

ジョージア: ロシア連邦は、ジョージアの主権のある領土の20%を占領し続けている。占領下では、恣意的拘束、拷問の申し立て及び人権侵害が強化され、ジョージア国民の殺害は捜査されず、加害者は継続して自由の身のままである。占領軍として、ロシアには説明責任を確保する責任がある。

インド: インドは世俗社会であり、パキスタンにはとても言えないマイノリティの権利と自由を保証することに重点を置いている。パキスタンは、国際法に違反して占領軍として自国を確立し、ほんの先月にその最近の例があったインドに対するテロ活動を支援し続けている。

日本: 過去70年間、日本は第2次世界大戦後の歴史の事実を受け入れてきた。朝鮮民主主義人民共和国は、協定の下で拉致被害者の調査を行うと約束した。ステイクホルダーは反応するよう要請される。

パキスタン: インドはカシミールの人々に不正を働いているのみならず、自国の創設の父祖たちにも不正を働いている。インドは武装解除に関する安全保障理事会決議を誤って引用している。インドは偽りのニュースをかついでいるので、パキスタンは情報を得た対応は期待していない。パキスタンは強制収容所となってしまっているカシミールのインド領とは対照的に、自由な査証政策を導入してきた。インドは世界最大の国家が主導するテロの宣伝者である。インドは階級と宗教で分断されている。

フィリピン: 反麻薬キャンペーンに関連して用いられるデータが正確であることを保障するために細心の注意が払われてきた。政府は人権を侵害する国家行為者に対しては、ゼロ・トレランスの取組を有していることを繰り返し述べる。

3月13日(水)午前 第34回会議

議事項目4(継続)

一般討論(継続)

ヘルシンキ人権財団、世界福音同盟、第19条---国威検閲禁止センター、プレス・エンブレム・キャンペーン、国際民主弁護士協会(ISDL)、国際アフリカ民主主義協会、VIVAT インターナショナル、良心の自由のための協会・個人欧州調整、人権アドヴォキッツ、世界環境資源会議(WERC)、保健人権推進者アフリカ委員会、科学技術汎アメリカ連合、アフリカ地域農業貸付協会、平和開発 Maarij 財団、平和団体調査委員会、イラク開発団体、キューバ法律家国内連合、Alsalam 財団、アムネスティ・インターナショナル、アメリカ法律家協会(国際民主弁護士協会(IADL)との共同声明)、キューバ経済人国内協会、国際人権活動日本委員会、Movement contre le racism et our l'amitie entre les peuples、Prahar、国際和解フェローシップ、Ertegha Keyfiat Zendegi イラン慈善機関、Organisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Econimique Internationale---CAPROCE インターナショナル、Le Pont、ジュネーブ権利と開発国際機関、国境なき報道者インターナショナル、iuventum e. V、Ingenieurs du Monde、"Coupe de Pousse" Chaine de l'Espoir Nor-Sud(C.D.P-C.E.N.S)、イラン・イスラム共和国女性 NGO ネットワーク、アフリカ開発協会、国際キャリア支援協会、ジェンダー正義女性エンパワーメント・センター、朝鮮再統合成功のための人々、人権平和アドヴォカシー・センター、Il Cenacolo、社会害悪防止協会(PASH)、スイス平和ブリゲード・インターナショナル、社会的被害者保護慈善機関、国際教育開発 Inc.、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、欧州連合広報、女性の平等国際協会、世界ムスリム会議、英国ヒューマニスト協会、脅威にさらされる諸国民協会、CIVICUS---世界市民参画同盟、Conseil International pour le soutien a des prodes equitables et aux Droits de l'Homme、暴力被害者擁護団体、国際ムスリム女性連合、Imam Ali 一般学生救援協会、人種差別撤廃国際団体、"Tupaj Amaru"インディアン運動、Godwin Osung 国際財団、L'observatoire mauritanien des droits de l'homme e de la democratie、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、先住民族宣教会議、権利生計賞財団、女性の人権国際協会、世界ユダヤ人会議、アラブ法律家連合、国際弁護士団体、キューバ国連協会、Pasumai Thaayagam 財団、Mbororo 社会文化開発協会、Association pour l'Integration et le Developement Durable au Burundi、子ども財団、法律司法欧州センター、国際ヒューマニスト倫理連合、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、国際国連青年学生運動、中国人権学協会(CSHRS)、女性と子どもの権利保護協会(APWCR)、アメリカ・マイノリティ国際人権協会(IHRAAM)、Reseau International des Droits Humains(RIDH)、連合村、人権のためのジュネーブ---世界的訓練、解放、世界

Barua 団体(WBO)、アフリカ先住民族調整委員会、Association Bharathi Centre Culturel Franco---Tamoul、統合開発アフリカ機関(AAID)、テロ被害者擁護協会、GahT-US コーポレーション、ユダヤ人団体調整理事会、アフリカ開発進歩センター、Conectas Direitos Humanos(Reseau International des Droits Humains (RIDH)、CIVICUS---世界市民参画同盟、世界拷問禁止団体との共同声明)、人権擁護推進メキシコ委員会

答弁権行使

中国: 我が国に対する申し立てには証拠がない。政府は、新疆とティベットの社会・経済条件を大変重要視しており、そこでの権利は法律によって完全に保護されている。政府は極端な考えを吹き込まれた者たちを助けるためのセンターを設立してきた。この政策は、すべての民族集団によって支持されてきた。中国は、理事会理事国による中国の国内問題に干渉しようとする試みを拒否する。中国は、近年のティベットにおける焼身自殺の慣行を極めて残念に思い、ティベット語の使用の自由を大変重要視している。偏見をもたない人々が新疆やティベットを訪問することを歓迎するが、これら地域の社会の安定を損なおうとする試みを全面的に拒否する。

インドネシア: パプアと西パプアの問題を提起する。最近のこれら地域への訪問で、NGO が地方自治体の役人と交流し、このアクセスにもかかわらず、これら団体が現地の現実について未だに嘘を広げていることを残念に思う。国民そのものは繁栄しているが、武装集団が活発で、パプアと西パプアで開発課題を引き起こしている。信頼度の低い団体が宣伝行為かかわってきたことを残念に思う。人権侵害は改善してきており、過去の人権侵害は検事総長によって捜査されている。Nduga 地域での暴力は残念であり、政府はこの状況に対処しようとしている。インドネシア政府がそうしようとしている時でさえ、3名のインドネシア兵士が最近武力集団によって殺害された。

ブラジル: ブラジルのすべての人々が政治的権利を行使できることを理事会に保証し、クリーン・スレート法は障害なく選出される権利と完全に相容れるものであることを確認する。ブラジルは政府の長年にわたる先住民族の権利に対するコミットメントを繰り返し、現在ブラジルには 606 の先住民族の土地があり、全領土の 12%を表していることを強調する。ブラジルは、先住民族の権利侵害についての懸念を共有する。Marielle Franco のような人権擁護者の重要な役割に留意し、彼女の暗殺を大変残念に思い、この関連で 2 名の人物が昨日逮捕されたことを述べ、司法が役立つことであろう。

ラオ人民民主主義共和国: モン族は差別されている集団であるという NGO の根拠のないステートメントを拒否する。ラオ人民民主主義共和国の法の下では、すべての人と民族集団は平等な権利を有している。モン族は国の文化的・政治的生活に積極的に参画している。我が国は、理事会に作り話を提供することを止めるよう当該 NGO に要請する。

スペイン: スペインに関してステートメントを行った団体のスペインとカタロニアの特定

化はあまり強力なものではない。スペイン憲法は国全体での平和的共存を保証しており、個人は誰でも公平な司法制度によって完全に保護される権利を有している。これに反するほめかしや非難は完全に根拠のないものである。理事会は政治的ステートメントを歪めるための適切な場ではない。スペインは、合法性が欠けており、マイノリティの意見を社会に押し付けようとする目的を操作しているのであれば、人権にとっては何の益にもならないものと信じている。

3月13日(水)昼 第35回会議

議事項目3(継続)

提出文書

64. マイノリティ問題に関する特別報告者報告書(A/HRC/40/64)
65. 上記報告書付録---スロヴェニアへの訪問(A/HRC/40/64/Add.1)
66. 上記報告書付録---ボツワナへの訪問(A/HRC/40/64/Add.2)
67. 上記報告書付録---スロヴェニアのコメント(A/HRC/40/64/Add.3)

報告書プレゼンテーション

Fernand de Varenes マイノリティ問題に関する特別報告者

当該国ステートメント

ボツワナ、スロヴェニア

意見交換対話

欧州連合、イスラム協力団体、バーレーン(アラブ・グループを代表)、パキスタン、国連子ども基金、クロアチア、テュニジア、ヨルダン、イラク、ロシア連邦、フィリピン、オーストリア、ミャンマー、バングラデシュ、中国、ジョージア、アルバニア

回答

Fernand de Varenes

意見交換対話(継続)

ハンガリー、ウクライナ、モルドヴァ共和国、カメルーン、スウェーデン、メキシコ、ラトヴィア、コロンビア、難民高等弁務官事務所、キプロス、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、インド、マイノリティ権利グループ、人権アドヴォケイツ、オーストラリア難民会議、解放、中国人権学協会(CSHRS)、ジュビリー・キャンペーン、国際差別人種主義禁止運動(IMADR)

まとめ

Fernand de Varennes アラブ・マイノリティ権利 ADALAH 法律センター

答弁権行使

ラトヴィア: ロシア連邦の申し立てに応えるが、ラトヴィアの非国民は、国の安全保障に関連するわずかな例外を除いて、身分証明書を持ち、ラトヴィア国民と同じ権利を有しているので、1954年の条約で定義されているように、無国籍ではないことを繰り返し述べる。ラトヴィアにいるロシア人が促進されている帰化プロセスを受けるよう奨励し、理事会に対して間違っただけの申し立てを止めるようロシア代表団に勧める。

中国: 理事会規則に反してスウェーデン及びその他の国々が述べた一連の扇動的言葉に反対する。新疆の状況は、依然として調和的で、職業訓練所の合法的な設立は、過激主義者のイデオロギーを持つ者の急進化を止めるために実施されている。新疆地域を訪問するよう招待し、ティベット人の自由と文化を保護することの重要性を繰り返し述べる。ティベットと新疆に関連して中国に圧力をかけるべきではない。

3月13日(水)午後 第36回会議

議事項目 5: 人権機関とメカニズム

提出文書

1. 「無国籍: マイノリティ問題」というテーマでのマイノリティ問題フォーラム第11回会期の勧告---マイノリティ問題に関する特別報告者報告書(A/HRC/40/71)
2. 人権・民主主義・法の支配に関するフォーラム第2回会期---議長報告書(A/HRC/40/65)
3. 2018年社会フォーラム報告書(A/HRC/40/72)

報告書プレゼンテーション

1. Fernand de Varennes 国連マイノリティ問題に関する特別報告者
2. Martin Chungong 人権・民主主義・法の支配に関するフォーラム第2回会期議長・列国議会同盟事務局長
3. Aliyar Lebbe Abdul Azeez 2018年社会フォーラム議長・ジュネーブ国連事務所スリランカ代表部大使
4. Dainius Puras 特別手続き調整委員会議長

ハイティ外務大臣ステートメント

Docchit Edmond

一般討論

フィリピン(東南アジア諸国連合を代表)、ルーマニア(欧州連合を代表)、ポルトガル(諸

国グループを代表)、パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ブラジル(ペルー、チリ、アルゼンチン、グアテマラ、コロンビアも代表)、オーストラリア(カナダ、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、アイスランドも代表)、ルーマニア(諸国グループを代表)、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、パキスタン、インド、キューバ、チュニジア、トーゴ、オーストリア、中国、**日本**(人権機関が国際社会の高い期待に応えることが極めて重要であると信じている。残念なことに、これに応えていない場合がある。これに対処するために特別手続きに対応するためのより長い期限を設けるといったようなある変革が必要である。作業の重複は避けるべきであり、重複を避けるための手段が取られなければならない。マンデートは適宜改訂されるべきである。そのような変革は計画されている見直し中に対処できよう)、カメルーン、ウルグアイ、メキシコ、ネパール、ルクセンブルグ、リトアニア、ドイツ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、エルサルヴァドル、コスタリカ、モルディヴ、アゼルバイジャン、ボツワナ、アイルランド、スリランカ、アラブ湾岸諸国協力会議、東ティモール、コロンビア、国際開発法団体、ルクセンブルグ、エクアドル、人権アドヴォケイツ、欧州連合広報、マイノリティ権利グループ、弁護士の人権監視機構カナダ、国際人権サービス、中国人権学協会(CSHRS)、環境管理学センター、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、国際アフリカ民主主義協会、エドモンド・ライス・インターナショナル Ltd.、缶詰業者国際永久委員会、世界環境資源会議(WERC)、科学技術汎アフリカ連合、アフリカ地域農業貸付協会、平和団体調査委員会、連合学校インターナショナル、キューバ国連協会、キューバ法律家国内連合、アムネスティ・インターナショナル、アフリカ文化インターナショナル、アメリカ法律家協会、国際人権活動日本委員会、Prahar、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、世界ムスリム会議、イラク開発団体、Alsalam 財団、暴力被害者擁護団体、国差しムスリム女性連合、Verein Sudwind Eneiklunhdpoliyik、Maat 平和開発人権協会、連合村、"Tupaj Amaru"インディアン運動、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、シーク人権グループ、人権監視機構(国際人権サービスとの共同声明)、国際人権同盟連盟、世界ユダヤ人会議、LSCs 国際団体、Pasumai Thaayagam 財団、Association pour l'Integration et le Developpement Durable au Brundi、ABC Tamil Oli、スイス・ギニア連帯、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、Peseau International des Droits Humains (RIDH)、マリ農業青年協会 ASJAM、女性と子どもの権利保護協会(APWCR)、国連監視機構、Ingenieurs du Monde、南米インディアン会議(CISA)、Association Culturelle des tamouls en France、創造的社会プロジェクト同盟、家族開発のための積極的連帯(SADF)、保健人権推進者アフリカ委員会、国際キャリア支援協会、Mouvement contre le racisme et pour l'amitie entre les peuples、アフリカ開発進歩センター、Mbororo 社会文化開発協会、Le Pont

3月14日(木)午前 第37回会議

議事項目 6: 普遍的定期的レビュー

開会ステートメント

Harald Aspelund 人権理事会副議長

サウディアラビアの普遍的定期的レビューの成果の検討

サウディアラビア人権委員会委員長、英国、タンザニア連合共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエメン、アフガニスタン、アルジェリア、バーレーン、バングラデシュ、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンディ、国際人権同盟連盟、権利生計賞財団、国際人権サービス(CIVICUS---世界市民参画同盟との共同声明)、英国ヒューマニスト協会、人権監視機構、国際ヒューマニスト倫理連合、社会的被害者保護慈善機関、アムネスティ・インターナショナル、Ertegha Kefuat Zebdegi イラン慈善機関、暴力被害者擁護団体

258 の勧告のうち、サウディアラビアは 182 を受け入れ、76 に留意した

サウディアラビアの普遍的定期的レビューの成果を採択

セネガルの普遍的定期的レビューの成果の検討

セネガル外務・在外セネガル人省法律領事問題部長、イラク、レソト、マダガスカル、マリ、モーリタニア、ナミビア、ナイジェリア、オマーン、パキスタン、フィリピン、ロシア連邦、シエラレオネ、スーダン、国際人権サービス、CIVICUS---世界市民参画同盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、アムネスティ・インターナショナル、人口開発アクション・カナダ、世界市民協会、スイス・ギニア連帯

257 の勧告のうち、セネガルは 229 を受け入れ、28 に留意した

セネガルの普遍的定期的レビューの成果を採択

コンゴの普遍的定期的レビューの成果の検討

コンゴ外務・協力・在外コンゴ人省大臣、スーダン、トーゴ、チュニジア、国連人口基金、タンザニア連合共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルキナファソ、ブルンディ、人権刑務所ユニヴァース協会、Federatie van Nederlandse Verenigingen tot Integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ(国際レズビアン・ゲイ協会との共同声明)、Auteuil 財団、アムネスティ・インターナショナル Rencontre Africaine pour la ddefense des droits de l'homme、世界市民協会

194 の勧告のうちコンゴは 188 を受け入れ、6 つの留意した

コンゴの普遍的定期的レビューの成果を採択

ナイジェリアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ナイジェリア外務内相、リビア、マダガスカル、モーリタニア、ナミビア、難民高等弁務官事務所、オマーン、パキスタン、フィリピン、サウディアラビア、セネガル、HaxteOir 協会、Rencontre Africaine pou la defense ddes droits de l'homme 女性家族計画連盟

290 の勧告のうち、ナイジェリアは 240 を受け入れ、50 に留意した

ナイジェリアの普遍的定期的レビューの成果を採択

3月14日(木)昼 第38回会議

議事項目6(継続)

メキシコの普遍的定期的レビューの成果の検討

メキシコ外務省人権民主主義事務局長、メキシコ国内人権委員会、チュニジア、国連ウイメン、国連人口基金、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アルメニア、バルバドス、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブラジル、カメルーン、チリ、中国、キューバ、国際女性教育開発ヴォランティア団体---VIDES(Mary Our Help of Salesians of Don Bosco 国際機関との共同声明)、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、全世界基督教徒連帯、国際家族計画連盟、平和ブリゲード・インターナショナル・スイス、世界拷問禁止団体、CIVICUS---世界市民参画同盟、アムネスティ・インターナショナル、人権擁護推進メキシコ委員会、HazRwOie.org 協会

265 の勧告のうち、メキシコは 262 を受け入れ、2 つの留意した

メキシコの普遍的定期的レビューの成果を採択

モーリシャスの普遍的定期的レビューの成果の検討

モーリシャス検事総長、司法・人権・背戸的改革大臣、エチオピア、ガボン、イラン・イスラム共和国、イラク、レソト、マダガスカル、モーリタニア、ナミビア、フィリピン、セイシェル、トーゴ、チュニジア、国連人口基金、世界殺害禁止センター、国際レズビアン・ゲイ協会、世界市民協会

176 の勧告のうち、モーリシャスは 133 を受け入れ、43 に留意した

モーリシャスの普遍的定期的レビューの成果を採択

ヨルダンの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所ヨルダン代表部大使、ヨルダン人権国内センター(ビデオで)、バーレーン、ベルギー、ボツワナ、中国、キューバ、エジプト、イラク、クエート、バノン、リビア、マレーシア、モーリタニア、ナイジェリア、イラク開発団体、連合村、CIVICUS--世界市民参画同盟、Coneil Ingernational pour le soutien a des proces equitables et aux Droits de l'Homme、アムネスティ・インターナショナル、Organisation pour la

communication en Arique dt de promotion de la cooperation economique international,
OCAPROCE インターナショナル、世界市民協会、国際人種差別撤廃団体、人権学アンマ
ン・センター、人権推進世界的対話ジュネーヴ・センター

226 の勧告のうち、ヨルダン は 149 を受け入れ、77 に留意した
ヨルダンの普遍的定期的レビューの成果を採択

マレーシアの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所マレーシア代表部大使、マレーシア国内人権委員会、ロシア連邦、
サウディアラビア、シンガポール、南アフリカ、スリランカ、スーダン、タイ、テュニジ
ア、トルクメニスタン、アラブ首長国連邦、国連人口基金、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン
共和国、ヴェトナム、フランシスカン・インターナショナル(VIVAT インターナショナルと
の共同声明)、アジア人権開発フォーラム(英連邦人権委イニシャティヴ、第 19 条---国際検
閲禁止センターとの共同声明)、自由擁護同盟(世界福音同盟、サザーン・バプティスト・コ
ンヴェンション倫理宗教の自由委員会、The---(ERLC)、使命を持つ青年、HaxteOir.org 協
会との共同声明)、VIVT インターナショナル(フランシスカン・インターナショナルとの共
同声明)、国際家族計画連盟(性教育スウェーデン協会との共同声明)、国際レズビアン・ゲ
イ協会、国際ヒューマニスト倫理連合、国際人権サーヴィス、CIVICUS---世界市民参画同
盟、アムネスティ・インターナショナル

268 の勧告うち、マレーシアは 147 を受けレイ、121 に留意した
マレーシアの普遍的定期的レビューの成果の採択

3 月 14 日(木)午後 第 39 回会議

議事項目 6(継続)

中央アフリカ共和国の普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所中央アフリカ共和国代表部大使、中国、コーティヴォワール、キュ
ーバ、コンゴ民主共和国、ジブティ、エジプト、エチオピア、ガボン、イラク、ロシア連
邦、セネガル、全世界基督教徒連帯、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre
Africaine pour la defense des droits de l'homme、世界市民協会

207 の勧告のうち、中央アフリカ共和国は 178 を受け入れ、28 に留意した
中央アフリカ共和国の普遍的定期的レビューの成果を採択

モナコの普遍的定期的レビューの成果の検討

国連事務所モナコ代表部大使、マダガスカル、パキスタン、フィリピン、モルドヴァ共和
国、テュニジア、トルクメニスタン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ブルキナファ
ソ、中国、イラク、連合村、世界市民協会、核兵器廃止国際キャンペーン

113 の勧告のうち、モナコは 72 を受け入れ、41 に留意した
モナコの普遍的定期的レビューの成果の採択

3月15日(金)午前 第40回会議

議事項目 6(継続)

ベリーズの普遍的定期的レビューの成果の検討

ブリュッセルのベリーズ大使館一等書記官、チリ、キューバ、イラク、国連難民高等弁務官事務所、チュニジア、国連人口基金、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、バハマ、バルバドス、ブラジル、国際家族計画連盟、Federatie van Nederlandae Verenigingen tor integratie Van Homoseksualiteit---COC オランダ(国際レズビアン・ゲイ協会との共同声明)、世界市民協会

124 の勧告のうち、ベリーズは 100 を受け入れ、24 に留意した
ベリーズの普遍的定期的レビューの成果の採択

チャドの普遍的定期的レビューの成果の検討

チャド人担当司法大臣、トーゴ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、アフガニスタン、アルジェリア、アンゴラ、ボリヴィア多民族国家、ボツワナ、ブルキナファソ、カメルーン、中国、キューバ、エジプト、国際人権サービス、アムネスティ・インターナショナル、RencontewAfricaine pour la defense des droits de l'homme、世界市民協会

204 の勧告のうち、チャドは 195 を受け入れ、9 つに留意した
チャドの普遍的定期的レビューの成果を採択

中国の普遍的定期的レビューの成果の検討

中国外務副大臣、中国の香港特別行政区からの代表团代表、中国マカオ特別行政区からの代表团代表、マリ、モーリタニア、モーリシャス、モザンビーク、ミャンマー、ナミビア、ネパール、オランダ、ナイジェリア、ノルウェー、オマーン、パキスタン、フィリピン、中国国連協会(キューバ国連協会、キューバ経済人国内協会、キューバ国内法律家連合との共同声明)、中国家族計画協会、中国人外国との友好協会、国際人権サービス(CIVICUS---世界市民参画同盟との共同声明)、中国貧困緩和財団、中国国際理解協会、ヘルシンキ人権財団、ティベット文化保存開発中国協会、国際人権同盟連盟、人権監視機構

346 の勧告のうち、中国は 284 を受け入れ、62 に留意した
中国の普遍的定期的レビューの成果の採択

マルタの普遍的定期的レビューの成果の検討

ジュネーヴ国連事務所マルタ代表部大使、エジプト、イラク、ヨルダン、フィリピン、モ

ルドヴァ共和国、チュニジア、アフガニスタン、ボツワナ、中国、自由擁護同盟、Organisation pour la Communication en Afrique et de Promotion de la Cooperation Economique Internstionale---OCPTORE インターナショナル、アムネスティ・インターナショナル、Rencontre Africaine our ls defense desdroits de l'homme、世界市民協会、第 19 条---国際検閲禁止センター

157 の勧告のうち、マルタは 122 を受け入れ、27 に留意した
マルタの普遍的定期的レビューの成果を採択

3 月 15 日(金)昼 第 41 回会議

議事項目 6(継続)

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、キューバ(米州諸国民ポリヴァリアン同盟を代表)、ヴェネズエラ・ポリヴァリアン共和国、ルーマニア(欧州連合を代表)、インド、キューバ、チェコ共和国、チュニジア、イラク、バーレーン、中国、マーシャル諸島(諸国グループを代表)、アルゼンチン、アンゴラ(諸国グループを代表)、シリア・アラブ共和国、モンゴル、ヴェネズエラ・ポリヴァリアン共和国、モルデヴ、モロッコ、ジョージア、レバノン、レソト、イラン・イスラム共和国、コロンビア、全世界基督教徒連帯(VIVAT インターナショナル、St. Vincent de Paul 慈善の娘団、自由擁護同盟、南部バプティスト大会倫理宗教の自由委員会、The---(ERLC)、ジュビリー・キャンペーン、世界福音同盟、自由擁護同盟、調査センター、良心の自由協会個人欧州調整、国際ユダヤ人女性会議との共同声明)、キューバ法律家国内連合、Asociacion HazteOir.org、キューバ国連協会、キューバ経済人国内協会、人権学アマン・センター、脅威にさらされる諸国民協会、国際交流北京 NGO 協会、北京 Zhicheng 移動労働者法的援助調査センター、北京子ども法的援助調査センター、貧困緩和中国財団、中国婦女連盟、中国障害者連盟、法律司法欧州センター、第 19 条---国際検閲禁止センター、保健環境プログラム(HEP)、良心の自由協会個人欧州調整、中国人権学協会(CSHRS)、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、アフリカ文化インターナショナル、Ingenieurs du Monde、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、バーレーンの民主主義と人権のためのアメリカ人 Inc.、世界ムスリム会議、イラク開発団体、Alsalam 財団、Conseil International pour le soutien a des process equitables et aux Droits de l'Homme、暴力被害者擁護団体、連合村、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国連監視機構、エドマンド・ライス・インターナショナル Ltd.、創造的社会プロジェクト同盟、Verein Sudwind Engwicklungspolitik

答弁権行使

英国: インド洋の英国領に関する国際司法裁判所の諮問的意見を要請している国連総会決議第 71/289 号に関して、普遍的定期的レビューの採択中にモーリシャスが行ったステートメントに応える。英国政府は、これを注意深く調べている。

3月15日(金)午後 第42回会議

移動と増加する国粋主義者のポピュリズムと過激な至上主義的イデオロギーとの闘いに関する討議

クライストチャーチの2つのモスクへの攻撃の犠牲者への黙祷を要請するニュージーランドのステートメント

開会ステートメント

Vesna Batistic Kos 人権理事会副議長

基調ステートメント

Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

パネリストのステートメント

1. Sithembile Nombali Mbete プレトリア大学政治学部講師
2. Pedro Marcelo Mouratian アルゼンチンのガヴァナンス学センター多様性部長
3. Rafal Pankowsk ポーランド'Never Again'協会・Colegium Civitas
4. Irene Santiago フィリピン平和安全保障専門家・ダヴォス市市長顧問

討議

ニュージーランド(オーストラリアも代表)、オマーン(湾岸協力会議を代表)、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、イスラム協力団体、コスタリカ(コロンビア、メキシコ、ペルーも代表)、欧州連合、バーレーン(アラブ・グループを代表)、パキスタン、リビア、サウディアラビア、イラク、スペイン、世界ユダヤ人会議、国際差別人種主義反対運動(IMADR)、世界福音同盟、ロシア連邦、エクアドル、パレスチナ国、チュニジア、レバノン、ガンビア、イラン・イスラム共和国、南アフリカ、ブラジル、インド、第19条---国際検閲禁止センター、人口開発アクション・カナダ、Pasumai Thaayagam 財団

まとめ

Sithembile Nombali Mbete、Pedro Marcelo Mouratian、Rafal Pankowski、Irene Santiago

3月18日(月)午前 第43回会議

議事項目 7: パレスチナ及びその他のアラブ被占領地の人権状況

提出文書

1. 1967年以來被占領のパレスチナ領土における人権状況に関する特別報告者報告書
(A/HRC/40/73)

報告書プレゼンテーション

Michael Lynk 1967年以來被占領のパレスチナ領土の人権状況に関する特別報告者

当該国ステートメント

イスラエル(欠席)、パレスチナ国

意見交換対話

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、欧州連合、クエート、パキスタン、スーダン、チュニジア、イラク、キューバ、カタール、ボリヴィア多民族国家、サウディアラビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ボツワナ、エジプト、アルジェリア、イラン・イスラム共和国、バングラデシュ、インドネシア、アフガニスタン、ジンバブエ、トルコ、リビア、ヨルダン、モルディヴ、バーレーン、オマーン

回答

Michael Lynk

意見交換対話(継続)

パレスチナ国独立人権委員会、ノルウェー難民会議、Touro 法律センター人権とホロコースト機関、Al-Haq 人に仕える法律、Ingenieurs du Monde、国際人種差別撤廃団体、国連監視機構、NGO 調査機関、パレスチナ人帰還 Ltd.

まとめ

Micheal Lynk

提出文書

2. パレスチナ被占領地における 2018 年の抗議に関する独立国際調査委員会報告書
(A/HRC/40/74)

報告書プレゼンテーション

Santiago Canton パレスチナ被占領地での 2018 年の抗議に関する独立国際調査委員会

長

当該国ステートメント

イスラエル(欠席)、パレスチナ国、パレスチナ国独立人権委員会

意見交換対話

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、欧州連合、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、湾岸アラブ諸国協力会議、パーレーン(アラブ・グループを代表)、パキスタン、ベルギー、スロヴェニア、イラク、チュニジア、カタール、キューバ、シリア・アラブ共和国、ロシア連邦、サウディアピア、ナミビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、コスタリカ、モルディヴ

回答

Santiago Canton、Sara Hossain パレスチナ被占領地での 2018 年の抗議に関する独立国際調査委員会委員

意見交換対話 (継続)

エジプト、アルジェリア、スペイン、ルクセンブルグ、バングラデシュ、中国、オマーン、マレーシア、トルコ、インドネシア、アイルランド、スイス、リビア、南アフリカ、ヨルダン、国連監視機構、Al Mezan 人権センター、NGO 調査機関、パレスチナ人帰還センターLtd.、パレスチナ居住難民権 BADIL リソース・センター、Al-Haq 人に仕える法、子ども擁護インターナショナル

まとめ

Santiago Canton、Kaari Betty Murungi パレスチナ被占領地の 2018 年の抗議に関する独立国際調査委員会委員、Sara Hossain

3月18日(月)昼 第44回会議

議事項目7(継続)

提出文書

3. 被占領のシリア・ゴラン高原の人権---事務総長報告書(A/HRC/40/41)
4. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地と被占領のシリア・ゴラン高原のイスラエル入植地---人権高等弁務官報告書(A/HRC/40/42)
5. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地におけるすべての国際法違反のための説明責任と司法を保障する---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/40/43)

報告書プレゼンテーション

Andrew Gilmour 人権事務総長補

当該国ステートメント

イスラエル(欠席)、パレスチナ国、シリア・アラブ共和国

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、オマーン(湾岸協力会議を代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(諸国グループを代表)、パキスタン、キューバ、チュニジア、ソマリア、イラン・イスラム共和国、カタール、サウディアラビア、ウルグアイ、エジプト、バーレーン、バングラデシュ、セネガル、中国、ナイジェリア、南アフリカ、チリ、ヨルダン、リビア、ジブティ、ボリヴィア多民族国家、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、アラブ首長国連邦、モルデイヴ、朝鮮民主主義人民共和国、アルジェリア、スロヴェニア、イラン・イスラム共和国、スリランカ、オマーン、イエーメン、レバノン、トルコ、エクアドル、インドネシア、スウェーデン、ニカラグア、ルクセンブルグ、スーダン、モロッコ、エジプト国内人権会議(ビデオで)、パレスチナ国独立人権委員会、パレスチナ人帰還センターLtd.、ノルウェー難民会議、世界教会会議国際問題教会委員会、Al Mezan 人権センター、暴力被害者擁護団体、国連監視機構、Ingenieurs du Monde、国際人種差別撤廃団体、Al-Haq 人に仕える法、パレスチナ人医療援助(MAP)、世界ユダヤ人会議、カイロ人権学研究所、国際人権同盟連盟、国際弁護士団体、国際ユダヤ人弁護士法律家協会、Tauro 法律センター人権ホロコースト機関、NGO 調査機関、人権監視機構、国際ジャーナリスト連盟、国際国連青年学生運動、スイス・ギニア連帯、女性 NGO ネットワーク、国際民主弁護士協会、子ども擁護インターナショナル、ギニア医療互助協会、拷問被害者 Khiam リハビリ・センター、世界ムスリム会議、Meezaan 人権センター、Conwil International pur le soutien a des proces equitables et aux Droits de l'Homme、"tupaj Amaru"インディアン運動、パレスチナ人居住権難民権 BADIL リソース・センター、Servas インターナショナル、B'nai B'rith、南北協力連合都市機関、女性国際シオニスト団体、開発とメディアの自由のためのパレスチナ人センター"MADA"、国際法律家委員会、ADALAH---イスラエルのアラブ・マイノリティ権利法律センター

3月18日(月)午後 第45回会議

議事項目 8: 「ウィーン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ルーマニア(欧州連合を代表)、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、英国(法の支配グループを代表)、ボリヴィア多民族国家(諸国グループを代表)、英国(諸国グループを代表)、オーストラリア(諸国グループを代表)、パキスタン、インド、キューバ、イラク、チュニジア、トーゴ、中国、リビア、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、イラン・イスラム共和国、ギリシャ、スーダン、イスラエル、フィリピン人権委員会(ビデオで)、人口開発アクション・カナダ、協議のための友好世界委員会、マカオ女性総協会、Imam Ali 一般学生救援協会、国際仏教徒救援団体、国際ヒューマニスト倫理連合、フランス自由---ダニエル・ミッテラン財団、Association pour l'Integration et le Developpement Durable au Burundi、iuventu e.V.、"Coup de Pousse" Chaîne de l'Espoir Nord-Sud(C.D.P-C.E.N.S)、シーク人権グループ、NGO 調査機関、人権開発アジア・フォーラム、世界環境リソース会議(WERC)、科学技術汎アフリカ連合、Asociacion HazteOir.org、欧州連合広報、アフリカ地域農業貸付協会、平和団体調査委員会、連合学校インターナショナル、平和開発 Maarij 財団、Prahar、国際国連青年学生運動、人間の運動行動(AHM)、Fundacion Latinoamericana por los Deerechos Humanos y el Desarrollo Social、人権平和アドヴォカシー・センター、環境管理学センター、アフリカ民主主義国際協会

3月19日(火)午前 第46回会議

議事項目 8(継続)

一般討論 (継続)

缶詰業者国際永久委員会、アメリカ法律家協会、日本人権労働者委員会、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、Mbororo 社会分解開発協会、世界市民協会、南北協力連合都市機関、ジェンダー正義・女性のエンパワーメント・センター、国際和解フェロシップ、LDCs 国際団体、女性と子どもの権利保護協会(APWCR)、世界ムスリム会議、解放、世界 Barua 団体(WBO)、アフリカ先住民族調整委員会、Association Bharathi Centre Culturel Franco---Tamoul、Le Pont、Associaion culturelle des tamouls en France、国際アフリカ連帯、創造的
社会プロジェクト同盟、家族開発積極的連帯(SADF)、マリ農業青年協会 ASJAM、統合された開発アフリカ機関(AAID)、ABC Tamil Oli

議事項目 9: 人種主義・人種差別・外国人排斥・関連する不寛容、「ダーバン宣言と行動計画」のフォローアップと実施

提出文書

1. 「ダーバン宣言と行動計画」の効果的実施に関する政府間作業部会第 16 回会期報告書---事務局メモ(A/HRC/40/75)
2. 宗教または信念に基づく不寛容、否定的固定観念化、汚名、差別、暴力の唆し、対人暴力と闘う---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/40/44)
3. 補足的基準の策定に関する特別委員会第 10 回会期報告書(A/HRC/40/70)

報告書プレゼンテーション

1. Peggy Hicks 国連人権高等弁務官事務所テーマ別かわり・特別手続き・開発への権利部部長
2. Refiloe Litjubo ジュネーヴ国連事務所レソト代表部大使・「ダーバン宣言と行動計画」の効果的実施に関する政府間作業部会議長・報告者

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、ブラジル(アルゼンチン、チリ、コロンビア、コスタリカ、グアテマラ、メキシコ、ペルー、ウルグアイも代表)、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(非同盟運動を代表)、ルーマニア(欧州連合を代表)、ハイティ(カリブ海共同体を代表)、ニカラグア(ボリヴァリアン同盟を代表)、サウディアラビア(諸国グループを代表)、パキスタン、インド、ブラジル、キューバ、イラク、テュニジア、カタール、エジプト、バーレーン、バングラデシュ、中国、ナイジェリア、ウクライナ、南アフリカ、サウディアラビア、イスラエル、リビア、ボリヴィア多民族国家、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、コスタリカ、モルディヴ、アゼルバイジャン、モロッコ、アルジェリア、イラン・イスラム共和国、レバノン、ギリシャ、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、トルコ、コロンビア、カナダ、スーダン、アルメニア、レソト、インドネシア、ヨルダン、国際国連青年学生運動、アメリカ・マイノリティ国際人権協会(IHRAAM)、“Tupaj Amaru”インディアン運動、シーク人権グループ、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、LDCs 国際団体、Pusumai Thaayagam 財団、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l’homme、ギニア医療互助協会、パレスチナ人帰還センターLtd.、世界ユダヤ人会議、国際ユダヤ人弁護士協会、Mbororo 社会文化開発協会、国際仏教徒救援団体、南北協力連合都市機関、国際ヒューマニスト倫理連合、スイス・ギニア連帯、日本労働者人権委員会、保健環境プログラム(HEP)、国際人種差別撤廃委員会、世界市民協会、Tourner la page、L’observatoire mauritanien des droits de l’homme et de la democratie、Jeunesse Etudiante Tamoule、女性

NGO ネットワーク、ジェンダー正義女性エンパワーメント・センター、NGO 調査機関、世界環境彫塑海馬(WERC)、国際教育開発 Inc.、科学技術汎アフリカ連合、欧州連合広報、アフリカ地域農業貸付協会、平和団体調査委員会、国際弁護士団体、連合学校インターナショナル、Maaj 平和開発財団、Prahar、オーストラリア難民会議、Hamraah 財団、Association Thendral、godwin Osung 国際財団 Inc.(アフリカ・プロジェクト)、自然に命を与えるヴォランティア、Elizka 救援財団、Fundacion Latinoamericana por los Derechos Humanos y el Desarrollo Social、国連監視機構、国際アフリカ民主主義協会、缶詰業者国際永久委員会、アラブ法律家連合、世界被害者協会、人間の運動行動(AHM)、世界ムスリム会議、Ingenieus du Monde、女性と子どもの権利保護協会(APWCR)、人権のためのジュネーヴ---世界訓練(西パプア Nduga 地域との共同提出)、世界福祉協会、解放、世界 Barua 団体(WBO)、アフリカ先住民族調整委員会、Associagtion Bharathi Centre Culturel Franco---Tamoul、Tamil Uzhangam、Le Pont、ABC Tamil Oli、Assocaiton Culturelle des tamouls en France、国際アフリカ連帯、開発地域社会エンパワーメント協会、統合された開発アフリカ機関(AAID)、家族開発積極的連帯(SADF)、Servas インターナショナル、ロシア平和財団、28.Jun、国際ロシア同国人会議

答弁権行使

ラトヴィア: ロシア連邦に応えるが、第2次世界大戦中の全体主義体制、つまりソ連とドイツのナチによるラトヴィア占領の歴史を説明する。占領軍であるソヴィエトとナチ体制は、強制的にその軍にラトヴィア人を徴兵した。1943年に、ナチはラトヴィア連隊を創設し、これは前線部隊であり、男性の3分の1が前線で亡くなった。その中の誰も戦犯として有罪判決を受けなかった。ナチとソヴィエト部隊の隊員を記念する追悼会は個人的に開催された。ラトヴィアはホロコーストと全体主義体制を全面的に非難する。

ミャンマー: バングラデシュ代表团によってなされた無責任な発言を残念に思い、民族浄化はいたずらにまき散らされる罪ではなく、ミャンマーで起こっていることでもない。代表团が引用した詩は、もはやミャンマーのカリキュラムにはなく、そのステートメントは現実を反映していない。

ラオ人民民主主義共和国: ある NGO のステートメントを強く拒否し、すでに述べた立場を繰り返すつもりはない。

エクアドル: 100万人以上のヴェネズエラ人移動者がエクアドルに入国し、その半数がとどまっている。政府は、彼らを支援するために最善を尽くし、その保護が査証の発行と20万人の亡命申請の処理を通して基本となっている。緊急事態がこの状況を支援するために拡大されてきた。この地域の国々は、世界の他の部分とは違って、移動危機に対する模範的対応を示してきた。エクアドルは、キト・プロセスの成果に関して第3回会議を開催し、存続できる解決策を示した。

中国: NGO は、議事項目とは何の関係もないのに、中国に対する非難を開始した。「ダーバン宣言」は、人種差別とどのように闘うかに関して明確なガイダンスを提供しており、中国は、その国内法で勧告を実施している。平和的共存を確保することが中国の究極の目標であり、「ダーバン宣言」の実施を支援している。新疆自治区の立場は、政務官によって述べられており繰り返す必要はない。社会経済的状况には、積極的業績が含まれている。

バングラデシュ: ミャンマーに比べると、ロヒンギャの民族浄化は、今に始まったことではなく、民族浄化の手本として、人権高等弁務官その他によって頻繁に述べられている。ロヒンギャは差別され、迫害され、ヘイト・スピーチを受けている。ミャンマー政府は、ヘイト・スピーチへの対応を含め、必要な措置を取るよう要請される。

3月19日(火)昼 第47回会議

議事項目 10: 技術的援助と能力開発

提出文書

1. コンゴ民主共和国の人権状況に関する国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/40/47)

基調ステートメント

1. Andrew Gilmour 国連人権事務総長補
2. Leila Zerougui コンゴ民主共和国国連安定ミッション特別代表・団長
3. Bacre Waly Ndiaye カサイ地域の人権状況に関する国際専門家チーム・リーダー
4. Marie-Ange Mushobekwa コンゴ民主共和国人権大臣
5. Abraham Ndjamba Samba 国民選挙監視ミッションの相乗効果コーディネーター

意見交換対話

欧州連合、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、スペイン、スーダン、モザンビーク、ベルギー、国連子ども基金、ドイツ、チェコ共和国、トーゴ、ロシア連邦、オランダ、フランス、ボツワナ、エジプト、スイス、アイルランド、中国、カメルーン、ウクライナ、コンゴ共和国、アンゴラ、英国、オーストリア、オーストラリア、正義と平和のためのドミニカンズ---説教師団(フランシスカン・インターナショナルとの共同声明)、Action internationale pour la paix et le deceloppement dans la region des Grands Lacs(人権と諸国民の権利に関するアフリカ憲章の尊重と適用国際委員会との共同声明)、国際人権同盟連盟、国際人権サービス、世界拷問禁止団体、CIVICUS---世界市民参画同盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme

まとめ

Andrew Gilmour、Leila Zerrougul、Sheila B. Keetharuth カサイの人権状況に関する国際

専門家チーム委員、Bacre Waly Ndiaye、Marie-Ange Mushobekwa、Bishop Abraham Ndjamba Samba

3月19日(火)午後 第48回会議

議事項目10(継続)

提出文書

2. マリの人権状況に関する独立専門家報告書(A/HRC/40/77)

報告書プレゼンテーション

Alioune Tine マリの人権状況に課する独立専門家

当該国ステートメント

マリ

意見交換対話

欧州連合、スペイン、スーダン、デンマーク、ベルギー、チェコ共和国、ロシア連邦、ポルトガル、フランス

回答

Alioune Tine

意見交換対話(継続)

エジプト、アイスランド、チャド、アルジェリア、セネガル、中国、トーゴ、英国、カメルーン、オーストラリア、国際カトリック子どもビューロー、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、国際人種差別撤廃団体

まとめ

Alioune Tine

ウクライナに関する報告書プレゼンテーション

Kate Gilmore 人権副高等弁務官

答弁権行使

ルワンダ: コンゴ民主共和国の人権状況に関する強化された意見交換対話中に NGO が行ったステートメントに応える。ルワンダは根拠のない陰謀の理論にかかわりたくはないが、コンゴ民主共和国のいかなる部分も占領していないことを明確にする。ルワンダは、平和と安定をもたらすために、コンゴ民主共和国の政府と国民と協力するためにそのエネルギーに重点を置くよう NGO を奨励する。

3月20日(水)午前 第49回会議

議事項目10(継続)

当該国ステートメント

ウクライナ

意見交換対話

欧州連合、エストニア、デンマーク、リトアニア、ドイツ、クロアチア、チェコ共和国、フィンランド、ラトヴィア、ロシア連邦、フランス、スイス、アイスランド、ポーランド、スウェーデン、ニュージーランド、ブルガリア、アイルランド、モンテネグロ、ジョージア、ルーマニア、ハンガリー、カナダ、トルコ、**日本**(すべての当事国が、ウクライナの主権と領土の保全を完全に尊重するように、「ミンスク合意」を実施するよう要請する。日本は、2018年11月にケルチ海峡付近での出来事で拘束されているウクライナ人乗組員の即時釈放を期待している)、スロヴァキア、モルドヴァ共和国、ノルウェー、ポルトガル、英国、オーストラリア、人権ハウス財団、マイノリティ権利グループ、アムネスティ・インターナショナル、ロシア平和財団、ウクライナ女性団体世界連盟、ロシア同国人国際会議(ICRC)

まとめ

Kate Gulmore 人権副高等弁務官

議事項目2(継続)

提出文書

13. スリランカの和解、説明責任、人権を推進する---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/40/23)

報告書プレゼンテーション

Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント

スリランカ外務大臣

意見交換対話

欧州連合、パキスタン、デンマーク、インド、英国、ベルギー、北マケドニア、ドイツ、スイス、アイスランド、ノルウェー、アイルランド、中国、モンテネグロ、カナダ、クロアチア、オーストラリア、リヒテンシュタイン、オーストラリア、スリランカ人権委員会(ビデオで)、国際差別人種主義反対運動(IMADR)、Association Bharathi Centre Culturel Franco-Tamoul、世界福音同盟(全世界基督教徒連帯との共同声明)、アムネスティ・インタ

ーナショナル、人権監視機構、アジア人権開発フォーラム、弁護士の人権監視機構カナダ、国際法律家委員会

まとめ

Michelle Bachelet

3月20日(水)昼 第50回会議

議事項目10(継続)

中央アフリカ共和国の人権状況に関する高官意見交換対話

開会ステートメント

Nazhat Shameem Khan 人権理事会副議長

基調ステートメント

1. Andrew Gilmour 国連人権事務総長補
2. Marie-Therese Keita Bocoum 中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家
3. Musa Yerro Gassama 国連多面的統合安定ミッション人権構成要素長

当該国ステートメント

Smael Leopold Samba ジュネーブ国連事務所中央アフリカ共和国代表部大使

高官意見交換対話

欧州連合、スーダン、英国、ベルギー、国連子ども基金、国連ウィメン、トーゴ、ロシア連邦、フランス、エジプト、ガボン、チャド、アイルランド、セネガル、中国、コンゴ共和国、カメルーン、オーストラリア、コートイヴォワール、ポルトガル、カトリック・インターナショナル教育事務所、世界福音同盟(カリタス・インターナショナルとの共同声明)、ACAT(拷問廃止基督教徒行動)国際連盟、Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、世界市民協会

まとめ

Andrew Gilmour、Marie-Therese Keita Bocoum、Musa Yerro Gassama、Ismael Leopold Samba

3月20日(水)午後 第51回会議

議事項目2(継続)

提出文書

14. グアテマラでの国連人権高等弁務官事務所の活動---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/40/3/Add.1)
15. ホンデュラスの人権状況----ホンデュラスの人権状況に関する国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/40/3/Add.2)
16. コロンビアの人権状況---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/40/3/Add.3)
17. キプロスの人権問題---国連人権高等弁務官事務所報告書(A/HRC/40/22)
18. イラン・イスラム共和国の人権状況---事務総長報告書(A/HRC/40/24)

報告書プレゼンテーション

Michelle Bachelet 国連人権高等弁務官

当該国ステートメント

コロンビア、キプロス、グアテマラ、ホンデュラス、ミャンマー、イラン・イスラム共和国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、イエーメン

一般討論

パキスタン(イスラム・協力団体を代表)、ペルー(諸国グループを代表)、キューバ(諸国グループを代表)、バーレーン(諸国グループを代表)、ルーマニア(欧州連合を代表)、スウェーデン(北欧諸国を代表)、パキスタン、スペイン、ブラジル、キューバ、クロアチア、ブルガリア、バングラデシュ、**日本**(強制移動させられた人々をラカイン州に帰還させる努力を倍増するようミャンマーに要請する。ヴェネズエラに関しては、日本は国の人権状況の悪化と逃れる人々の流れを依然として懸念している。日本は、イエーメンの状況を嘆かわしく思い、昨年達成した「ストックホルム合意」が安定を確立する際の重要な手段であると信じている。日本は脆弱なイエーメン人に支援を提供し続けている)、オーストラリア、カタール、中国、英国、メキシコ、イスラエル、ドイツ、ヨルダン、シリア・アラブ共和国、ボリヴィア多民族国家、オランダ、ベラルーシ、スイス、ノルウェー、ジョージア、ギリシャ、トルコ、エクアドル、朝鮮民主主義人民共和国、マレーシア、モルディヴ、Procuraduria de los Derechos Humanos グアテマラ、国際人権事務所---コロンビア Oidaco 行動、人権学アンマン・センター、スイス国際平和ブリゲード、国際民主弁護士協会(IADL)、保健環境プログラム(HEP)、アラブ法律家連合、世界ムスリム会議、国際弁護士団体、イラク開発団体、CIVICUS---世界市民参画同盟、Alsalam 財団、Conseil International pour le soutien a

des proces equitales et aux Droits de l'Homme、アムネスティ・インターナショナル、Verein Sudwind Entwicklungspolitik、国際和解フェロシップ、Imam Ali 一般学生救援協会、調査センター、世界市民協会、Le Pont、世界拷問禁止団体、フランシスカン・インターナショナル(スイス・カトリック Lenten 基金、国際法律家委員会との共同声明)、アジア人権開発フォーラム、Fundacion Latinoamericana por los Derechos Humanos y et Desarrollo Social(アメリカ法律家協会との共同声明)、セイヴ・ザ・チルドレン・インターナショナル、国際人種差別撤廃団体、コロンビア法律家委員会、欧州---第三世界センター、ルーテル世界連盟、子ども擁護インターナショナル、Maarij 平和開発財団、国際アメリカ・マイノリティ人権協会(IHRAAM)、人権監視機構、国際ユダヤ人弁護士協会、国際人権サーヴィス(コロンビア法律家委員会との共同声明)、LDCs 国際団体

答弁権行使

ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国: 「北米帝国」を含め、ある国々によって行われた根拠のないステートメントを拒否する。偽の政権は、多くの選挙を行い、世界で最も透明性のある選挙を確立してきたヴェネズエラの国民を傷つけている。反対派はその支持を失い、企てられたクーデターは失敗した。ヴェネズエラとその領土の保全を不安定化しようとする実を結ばない試みがあり、ただ軍事介入を正当化するために、基本的サーヴィスへのアクセスを妨げている。疑わしい信任を抱える国々が、どうしてヴェネズエラの民主主義を問題視できるのか? ヴェネズエラは国連と対話する用意があり、人権理事会と人権高等弁務官の訪問を歓迎する。

キプロス: キプロスのトルコ占領軍には、「ジュネーヴ条約」から出てくる責任がある。いくつかの欧州の裁判所は、トルコが北キプロスを効果的に支配しており、トルコ兵と官吏による人権侵害に対して責任があるとの判決を下した。トルコ系キプロス社会の申し立てられた孤立は、この継続するトルコの占領のためである。キプロス人が納得できないのは、キプロスをトルコの保護区、衛星州に変えようとするトルコの主張である。

グアテマラ: 刑事責任免除に反対す国際委員会は、違法な行為にかかわっていたことが判明したためにもはやグアテマラでは活動していない。これは実験であり、グアテマラ国家の制度に大きな害悪を引き起こした。グアテマラはすべての加盟国の主権を尊重しており、他の国々も同様のことをするよう希望する。グアテマラは、間もなく行われる選挙の呼びかけによって証明されよう、国民の主権を尊重している。

イラン・イスラム共和国: イランの人権を批判したことで英国を非難し、多国の問題を提起する前にまず自国を調べるよう要請する。英国はこの地域に武器を供給し続けており、イエメンとイラクで何十万人もの死亡を引き起こしており、このことに対して英国は咎められるべきである。イスラエル代表に関しては、イスラエル政府は70年にわたる抑圧に対して責任があるので、イランはその申し立てに対応することに時間を無駄にしないことにする。

3月21日(木)午前 第52回会議

議事項目2(継続)

一般討論(継続)

Rencontre Africaine pour la defense des droits de l'homme、Reseau International des Droits Humains(RIDH)、世界福祉協会、Temil Uzhagam、統合された開発のためのアフリカ帰還(AAID)、オーストラリア難民会議、Associazione Comunita Papa Giovanni XXIII、アメリカ法律家協会、バハイ国際共同体、NGO 調査機関

議事項目10(継続)

提出文書

3. アフガニスタンの人権状況と人権分野での技術支援の業績---人権高等弁務官報告書(A/HRC/40/45)
4. 技術援助と能力開発の実施と人権侵害を防止し、説明責任を確保する努力を含めたリビアにおける人権状況---国連人権高等弁務官報告書(A/HRC/40/46)
5. 人権分野での技術協力国連任意基金の評議委員会議長報告書(A/HRC/40/78)

報告書プレゼンテーション

1. Andrew Gilmour 国連人権事務総長補
2. Georgette Gagnon 人権高等弁務官事務所現地活動技術協力部部長
3. Morten Kjaerum 人権分野での技術協力任意基金評議委員会議長

当該国ステートメント

アフガニスタン、リビア

一般討論

パキスタン(イスラム協力団体を代表)、アンゴラ(アフリカ・グループを代表)、バーレーン(アラブ・グループを代表)、ルーマニア(欧州連合を代表)、英国(諸国グループを代表)、カメルーン(諸国グループを代表)、ハイティ(諸国グループを代表)、モルディヴ(諸国グループを代表)、サモア(諸国グループを代表)、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(諸国グループを代表)、ボリヴィア多民族国家(諸国グループを代表)、パキスタン(諸国グループを代表)、ルワンダ(諸国グループを代表)、トリニダード・トバゴ(カリブ海共同体を代表)、スペイン、インド、英国、ブラジル、キューバ、イラク、チュニジア、トーゴ、ウルグァイ、イタリア、エジプト、ブルガリア、バーレーン、中国、オーストラリア、カメルーン、カタール、エリトリア、アラブ湾岸諸国協力会議、エストニア、スーダン、リトアニア、国連子ども基金、ドイツ、ヨルダン、リビア、ラトヴィア、フィンランド、タイ、ヴェネズエ

ラ・ボリヴァリアン共和国、ロシア連邦、オランダ、フランス、コスタリカ、モルディヴ、アゼルバイジャン、モロッコ、チャド、アルジェリア、イラン・イスラム共和国、ジョージア、レバノン、ギリシャ、マルタ、国連ウィメン、インドネシア、ノルウェー、東ティモール、ジュネーブ国際権利開発機関、保健環境プログラム(HEP)、人権監視機構、人権開発全教会同盟、暴力被害者擁護団体、国際アメリカ・マイノリティ人権協会、東部アフリカ・アフリカの角人権擁護者プロジェクト、ABC Tamil Oli、世界市民協会、アフリカ・グリーン財団インターナショナル、Hamraah 財団、Association Thendral、Godwin Osung 国際財団 Inc.(アフリカ・プロジェクト)、命を与える自然ヴォランティア、国際仏教徒救援団体、南北協力連合都市機関、Reseau International des Droits Humains (RIDH)、人間の運動行動(AHM)、L'observatoire mauritanien des droits de l'homme et de la democratie、Jeunesse Etudiante Tamoule、シーク人権グループ、オーストラリア難民会議、国連監視機構、Rencontre Africaine pour le defense des droits de l'homme、マリ農業青年協会 ASLAM、Ingenieurs du Monde、婦人国際平和自由連盟、Tamil Uzhagam、Association culturelle des tamouls enn France、国際アフリカ連帯、開発地域社会エンパワメント協会、世界福祉協会、アムネスティ・インターナショナル

答弁権行使

タンザニア連合共和国: NGO が事実を述べずに声明を出していることを実に残念に思う。しかもこれは、ジュネーブでの今会期中に、NGO がタンザニアの大臣と会った後のことである。タンザニアは問題を解決する方法として対話を信じている。名を挙げて辱めることに夢中になっているある NGO の態度は嘆かわしい。

3月21日(木)午後 第53回会議

議事項目1(継続)

決議の採択

1. スリランカの和解、説明責任、人権を推進する(A/HRC/40/L.1)

主提案国: 英国、カナダ、ドイツ、モンテネグロ、北マケドニア

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、クロアチア、チェキア、デンマーク、フィンランド、フランス、ジョージア、ギリシャ、アイスランド、アイランド、イタリア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ルーマニア、サンマリノ、スロヴァキア、スリランカ、スウェーデン

一般コメント: ペルー、クロアチ

当該国ステートメント: スリランカ

コンセンサスで決議を採択

2. ニカラグアにおける人権の推進と保護(A/HRC/40/L.8)

主提案国: アルゼンチン

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エクアドル、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スペイン、スウェーデン、英国

一般コメント: アイスランド、ウクライナ、キューバ

当該国ステートメント: ニカラグア

票決前ステートメント: 英国、チェコ共和国、エジプト、ウルグアイ、中国

賛成 23 票、反対 3 票、棄権 21 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 23 票: アフガニスタン、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルンガリア、チリ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、ハンガリー、アイスランド、イタリア、**日本**、メキシコ、ペルー、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ、英国、ウルグアイ

反対 3 票: キューバ、エジプト、エリトリア

棄権 21 票: アンゴラ、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、中国、コンゴ民主共和国、インド、イラク、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、ソマリア、南アフリカ、トーゴ、チュニジア

3. 一方的強制措置が人権の享受に与える否定的インパクト(A/HRC/40/L.5)

主提案国: ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国(コロンビア、エクアドル、ペルーを除く非同盟諸国運動を代表)

一般コメント: キューバ

票決前ステートメント: ブルガリア、ブラジル、オーストラリア

賛成 27 票、反対 15 票、棄権 5 票で決議を採択

票決結果: 賛成 27 票: アンゴラ、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、チリ、中国、キューバ、コンゴ民主共和国、エジプト、エリトリア、フィジー、インド、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、ソマリア、南アフリカ、トーゴ、チュニジア、ウルグアイ

反対 15 票: オーストラリア、オーストリア、ブラジル、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、イタリア、**日本**、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ、英国

棄権 5 票: アフガニスタン、アルゼンチン、メキシコ、ペルー、セネガル

4. 違法な出所の資金を本国に返還しないことが人権の享受に与える否定的インパクトと国際協力を改善することの重要性(A/HRC/40/L.9)

主提案国: アンゴラ(アフリカ諸国グループを代表)

共同提案国: バーレーン(アラブ諸国グループを代表)

一般コメント: テュニジア

票決前ステートメント: **日本**(日本は資産の回復の問題の重要性を理解しているが、これは人権理事会の問題ではない。決議 L.9 は、「国連汚職防止条約」とは相容れない。「条約」の締約国として、日本は、この枠組の最適の利用にコミットしている。決議案 L.9 に関するすべての懸念に対処するために、日本は協議に貢献したが、提案が考慮に入れられなかったことを残念に思う。このために日本は票決を要求し、決議案には反対票を投じる)、ブルガリア、オーストラリア、アルゼンチン

賛成 31 票、反対 2 票、棄権 14 票で決議を採択

票決結果: 賛成 31 票: アフガニスタン、アンゴラ、アルゼンチン、バーレーン、バングラデシュ、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、チリ、中国、キューバ、コンゴ民主共和国、エジプト、エリトリア、フィジー、インド、イラン・イスラム共和国、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウディアラビア、セネガル、ソマリア、南アフリカ、トンガ、テュニジア、ウルグアイ

反対 2 票: **日本**、ウクライナ

棄権 14 票: オーストラリア、オーストリア、バハマ、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、イタリア、スロヴァキア、スペイン、英国

5. スポーツにおける女性と女兒に対する差別の撤廃(A/HRC/40/L.10/Rev.1)

主提案国: 南アフリカ

共同提案国: エスワティニ、モザンビーク、ザンビア、ジンバブエ

一般コメント: インド、ブルガリア

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

決議内容:

人権理事会は、

「国連憲章」の目的と原則に導かれ、

「世界人権宣言」を再確認し、「経済的・社会的・文化的権利国際規約」、「市民的・政治的権利国際規約」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約」、「拷問及びその他の残酷

かつ非人間的または品位を落とす扱いまたは懲罰の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「子どもの権利に関する条約」及びその他のすべての関連する国際人権条約を想起し、

2016年6月30日の人権理事会決議第32/4号、2016年9月の第33/9号、2017年3月24日の第34/19号、2017年6月22日の第35/18号、2018年3月23日の第37/18号及び2018年7月5日の第38/1号並びに理事会、総会及びその他の国連機関によって採択された人種差別と女性と女兒に対する差別の撤廃に関するすべての関連決議を想起し、

「私たちの世界を変革する：『持続可能な開発2030アジェンダ』」と題する2015年9月27日の総会決議70/1号及び特に人種とジェンダーに基づき不平等を減らすことに関連するものを含め、そこに書かれている「持続可能な開発目標」も想起し、

人種差別は、必ずしも女性と男性に平等にまたは同じように悪影響を及ぼすとは限らず、同じ形態の人種差別が、女性にユニークな特別のインパクトを与えること及び女性の異なった生活経験を明確に認める必要性を認め、

尊重、尊厳、多様性、平等、寛容及び公平性の価値について人々を教育することに貢献する普遍的言語として、また、あらゆる形態の差別と闘い、万人のために社会的包摂性を推進する手段としてのスポーツの潜在的価値も認め、

スポーツの慣行に女性と女兒をかかわらせ、この目的で国内・国際レベルでのスポーツ行事へのその参加を強化する絶対的必要性をさらに認め、

多くの女性と女兒がスポーツで重複し、重なり合う形態の汚名と差別に直面しており、いまだにその人種とジェンダーに基づく差別法と慣行を受けており、国家には、女性と女兒のために実体的平等のより幅広い枠組を保障し、推進する責務があることに懸念と共に留意し、

2018年11月1日に発効した国際体育連盟協会が公表した女子の等級別資格規則が、性的発達の違いを持つ女性の権利を含め、国際的人権規範と基準に従っていないことにも懸念と共に留意し、規則が合理的でもなければ客観的でもないかも知れない程度にまで合法的で正当な証拠の欠如を懸念し、規則の目的と提案された措置とそのインパクトとの間のつり合いの明確な関係がないことを懸念し、

社会的・経済的要因のみならず、様々な身体的生物学的特徴を含め、様々な変数がスポーツのパフォーマンスに合法的に関連しているスポーツ仲裁裁判所によって2015年7月24日に出された中間仲裁賞を想起し、

1. 性的発達の差異、アンドロゲン感受性及び血液中のテストステロンの程度を医学的に

減らす様々な程度のテストステロンを持つ女性と女兒のスポーツ選手に要求されるかも知れない差別的規則、ルール、慣行は、平等と非差別への権利、到達できる最高の水準の身体的・精神的健康への権利、性と生殖に関する健康への権利、働く権利と正当で良好な労働条件の享受への権利、プライバシーへの権利、拷問及びその他の残酷かつ非人間的または品位を落とす扱い及び有害な慣行を受けない自由への権利、及び尊厳、身体的完結性及び人の身体的自治の完全尊重を含め、国際人権規範と基準に違反していることに懸念を表明する。

2. 慣行は、身体的・生物学的特徴を根拠に差別するもののように、競争からそのような女性と女兒を排除することに繋がることもあり、有害なジェンダー固定観念、人種主義、性差別主義及び汚名を強化し、女性と女兒の尊厳、プライバシー、身体的完結性、身体的自治を侵害することもあることを認める。

3. スポーツ協会と機関が、国際人権規範と基準に従って、政策と慣行を実施することを保障し、スポーツ競技の女性の行事に参加するために、不必要で、屈辱的で、有害な医療手続きを受けるように、女性と女兒のスポーツ選手に強制しまたはその他の圧力をかける政策と慣行を開発し、強制することを控え、彼女たちの身体的完結性と自治を無にするような規則、政策、慣行を廃止するよう各国に要請する。

4. スポーツ機関の政策、規則、慣行を含め、関連する国際人権規範と基準を説明する、スポーツにおける人種差別とジェンダー差別の重なり合いに関する報告書を準備し、その報告書を第44回人権理事会に提出するよう国連人権高等弁務官に要請する。

5. 作業計画に従って、同じ議事項目の下で、この問題の検討を継続することを決定する

6. 万人の文化的権利の享受と文化的多様性の尊重の推進(A/HRC/40/L.11)

主提案国: キューバ

共同提案国: オーストリア、ボリヴィア多民族国家、チリ、キプロス、エジプト、フランス、ギリシャ、ハイティ、イタリア、メキシコ、ニカラグア、フィリピン、ポルトガル、スペイン、ウルグアイ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国

コンセンサスで決議を採択

7. 食糧への権利(A/HRC/40/L.12)

主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、エジプト、ハイティ、メキシコ、ニカラグア、ペルー、フィリピン、トルコ、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国

採択前ステートメント: 英国

コンセンサスで決議を採択

8. 外国の負債及びその他の関連する国家の国際金融責務がすべての人権、特に経済的・社会的・文化的権利の完全享受に与える影響(A/HRC/40/L.13)

主提案国: キューバ

共同提案国: ボリヴィア多民族国家、エジプト、ハイティ、ニカラグア、フィリピン、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国

票決前ステートメント: 英国、ブラジル、アイスランド、オーストラリア

賛成 27 票、反対 14 票、棄権 6 票で決議を採択

票決結果: 賛成 27 票: アンゴラ、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、カメルーン、チリ、中国、キューバ、コンゴ民主共和国、エジプト、エリトリア、フィジー、インド、イラク、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、セネガル、ソマリア、南アフリカ、トーゴ、チュニジア、ウルグアイ

反対 14 票: オーストラリア、オーストリア、ブラジル、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ハンガリー、イタリア、日本、スロヴァキア、スペイン、ウクライナ、英国

棄権 6 票: アフガニスタン、アルゼンチン、バハマ、アイスランド、メキシコ、ペルー

9. 人権、民主主義及び法の支配(A/HRC/40/L.14)

主提案国: ルーマニア

共同提案国: アフガニスタン、アルバニア、アルメニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、韓国、モルドヴァ共和国、サンマリノ、セルビア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、チュニジア、ウクライナ、英国、ウルグアイ

一般コメント: チリ、ブルガリア(欧州連合を代表)、チュニジア、アイスランド

コンセンサスで決議を採択

10. 宗教または信念の自由(A/HRC/40/L.17)

主提案国: ルーマニア

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトア

ニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ニュージーランド、北マケドニア、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、サンマリノ、セルビア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、チュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

コンセンサスで決議を採択

11. 環境人権擁護者の人権の享受、環境保護及び持続可能な開発への貢献を認める

(A/HRC/40/L.22/Rev.1)

主提案国: ノルウェー

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ、ブラジル、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ドイツ、ガーナ、ギリシャ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、マラウイ、マルタ、メキシコ、モンゴル、モンテネグロ、モザンビーク、オランダ、ニュージーランド、パラグアイ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、チュニジア、ウクライナ、英国、ウルグアイ、パレスチナ国

一般コメント: チュニジア、イラク、ブルガリア、フィジー、ウルグアイ、オーストラリア、エジプト

採択前ステートメント: パキスタン、中国

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

12. すべての国での経済的・社会的・文化的権利の実現の問題(A/HRC/40/L.23)

主提案国: ポルトガル

共同提案国: アフガニスタン、アルバニア、アンゴラ、アルゼンチン、オーストリア、ボリヴィア多民族国家、ブルガリア、カーボヴェルデ、カナダ、クロアチア、キプロス、フィジー、フランス、ギリシャ、ハイティ、イラク、アイルランド、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モンテネグロ、ペルー、ルーマニア、サンマリノ、スロヴェニア、タイ、東ティモール、チュニジア、ウクライナ、ウルグアイ

採択前ステートメント: 英国、ハンガリー、イタリア

コンセンサスで決議を採択

3月22日(金)午前 第54回会議

議事項目1(継続)

決議の採択(継続)

13. 東エルサレムを含めたパレスチナ被占領地におけるすべての国際法違反に対する説明責任と正義を保障する(A/HRC/40/L.25)

主提案国: パキスタン

共同提案国: バーレーン、ボリヴィア多民族国家、キューバ、セネガル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ

一般コメント: テュニジア、フィリピン

当該国ステートメント: イスラエル、パレスチナ国

票決前ステートメント: オーストラリア、チェコ共和国、英国、スペイン、ウルグアイ、アイスランド、ブラジル、オーストリア

賛成 25 票、反対 8 票、棄権 15 票で決議を採択

票決結果: 賛成 15 票: アフガニスタン、アンゴラ、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、チリ、中国、キューバ、エジプト、エリトリア、イラク、メキシコ、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、サウディアピア、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スペイン、テュニジア

反対 8 票: オーストラリア、オーストリア、ブラジル、ブルガリア、チェコ共和国、フィジー、ハンガリー、ウクライナ

棄権 15 票: アルゼンチン、バハマ、クロアチア、コンゴ民主共和国、デンマーク、アイスランド、インド、イタリア、日本、ネパール、ルワンダ、スロヴァキア、トーゴ、英国、ウルグアイ

票決後ステートメント: 南アフリカ

14. 子どもの権利: 包摂的教育を通じた人権享受のために障害を持つ子どもをエンパワーする(A/HRC/40/L.20/Rev.1)

主提案国: ウルグアイ、ルーマニア

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ボリヴィア多民族国家、ブラジル、ブルガリア、カーボヴェルデ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キューバ、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニカラグア、パナマ、パラグアイ、

ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、サンマリノ、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、タイ、東ティモール、テュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、パレスチナ国
コンセンサスで決議を採択

15. 「子どもの権利に関する条約」30周年(A/HRC/40/L.21)

主提案国: ウルグアイ、ルーマニア

共同提案国: アルバニア、アフガニスタン、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ベルギー、ブルガリア、ボリヴィア多民族国家、カーボヴェルデ、カナダ、チリ、コロンビア、コスタリカ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、ドミニカ共和国、エクアドル、エジプト、エルサルヴァドル、エストニア、フィジー、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、ハイティ、ホンデュラス、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、メキシコ、モナコ、モンゴル、モンテネグロ、オランダ、ニカラグア、ノルウェー、パキスタン、パナマ、パラグアイ、ペルー、フィリピン、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ロシア連邦、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、タイ、テュニジア、トルコ、ウクライナ、英国、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国

一般コメント: テュニジア

コンセンサスで決議を採択

16. テロ対策中の人権と基本的自由の推進と保護に関する特別報告者のマンデート(A/HRC/40/L29)

主提案国: メキシコ

共同提案国: オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、オランダ、ノルウェー、ペルー、フィリピン、ポルトガル、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国

一般コメント: エジプト、ブルガリア、オーストラリア、英国

コンセンサスで決議を採択

採択後ステートメント: チリ、オーストラリア、テュニジア

17. シリア・アラブ共和国の人権状況(A/HRC/40/L.7)

主提案国: 英国、カタール

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナ

ダ、クロアチア、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ジョージア、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イタリア、ヨルダン、クエート、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モルディヴ、マルタ、モンテネグロ、モロッコ、オランダ、ルーマニア、サンマリノ、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、トルコ、ウクライナ

一般コメント: キューバ、ブルガリア、オーストラリア、ペルー(諸国グループを代表)、イラク

当該国ステートメント: シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント: エジプト、中国、ウルグアイ

賛成 28 票、反対 5 票、棄権 14 票で、決議を採択

票決結果: 賛成 28 票: アフガニスタン、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、チリ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、ハンガリー、アイスランド、イタリア、日本、メキシコ、ペルー、カタール、ルワンダ、サウジアラビア、スロヴァキア、スペイン、トーゴ、ウクライナ、英国、ウルグアイ

反対 5 票: 中国、キューバ、エジプト、エリトリア、イラク

棄権 14 票: アンゴラ、バーレーン、バングラデシュ、カメルーン、コンゴ民主共和国、インド、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、フィリピン、セネガル、ソマリア、南アフリカ、チュニジア

18. イラン・イスラム共和国の人権状況(A/HRC/40/L.15)

主提案国: スウェーデン

共同提案国: アルバニア、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、アイスランド、アイルランド、イスラエル、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、北マケドニア、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、ルーマニア、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、英国

一般コメント: ブルガリア(欧州連合を代表)

当該国ステートメント: イラン・イスラム共和国

票決前ステートメント: パキスタン、ウルグアイ、ブラジル、イラク、キューバ

賛成 22 票、反対 7 票、棄権 18 票で決議を採択

票決結果: 賛成 22 票: アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、バハマ、バーレーン、ブルガリア、チリ、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、フィジー、ハンガリー、アイスランド、イタリア、日本、メキシコ、ペルー、サウジアラビア、スロヴァキ

ア、スペイン、ウクライナ、英国

反対 7 票: アフガニスタン、中国、キューバ、エリトリア、インド、イラク、パキスタン

棄権 18 票: アンゴラ、バングラデシュ、ブラジル、ブルキナファソ、カメルーン、コンゴ民主共和国、エジプト、ネパール、ナイジェリア、フィリピン、カタール、ルワンダ、セネガル、ソマリア、南アフリカ、トーゴ、チュニジア、ウルグアイ

19. 南スーダンの人権状況(A/HRC/40/16/Rev.1)

主提案国: 英国

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チリ、クロアチア、キプロス、デンマーク、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、ギリシャ、グアテマラ、アイスランド、アイルランド、イタリア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、モナコ、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、-マニア、スペイン、スウェーデン、スイス

一般コメント: ブルガリア(欧州連合を代表)

当該国ステートメント: 南スーダン

採択前ステートメント: エジプト

口頭で修正の決議をコンセンサスで採択

20. 朝鮮民主主義人民共和国の人権状況(A/HRC/40/L.18)

主提案国: ルーマニア(欧州連合を代表)

共同提案国: アルバニア、アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、チリ、クロアチア、キプロス、チェキア、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトヴィア、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、マーシャル諸島、モンテネグロ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、モルドヴァ共和国、スロヴァキア、スロヴェニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ

一般コメント: キューバ

当該国ステートメント: 朝鮮民主主義人民共和国は欠席

採択前ステートメント: 中国

コンセンサスで決議を採択

21. 被占領のシリア・ゴラン高原の人権(A/HRC/40/L4)

主提案国: パキスタン(イスラム協力団体を代表)

当該国ステートメント: イスラエル、シリア・アラブ共和国

票決前ステートメント: 英国、オーストラリア、ブラジル、デンマーク、ブルガリア(欧州連合を代表)、**日本**(ゴラン高原は被占領地であり、イスラエルによるその併合は受け入れ

られない。被占領地の人権を保護する必要性に関する日本の立場は、依然として同じである。日本は、人権理事会決議の合理化の観点から、議事項目7の下での決議の整理統合を支援する。日本は、パレスチナ被占領地の説明責任に関するL.25の項目7から項目2への移行を支援する。しかし、項目7全体の再検討を奨励するために、日本は、決議案L.4に反対票を投じる。日本は、理事会が中東での平和を実現する際に役割りを果たすことを期待している。)

賛成 26 票、反対 16 票、棄権 5 票で決議を採択

票決結果: 賛成 26 票: アフガニスタン、アンゴラ、アルゼンチン、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ブルキナファソ、チリ、中国、キューバ、エジプト、エリトリア、インド、イラク、メキシコ、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、サウディアラビア、セネガ、南アフリカ、チュニジア、ウルグアイ

反対 16 票: オーストラリア、オーストリア、ブラジル、ブルガリア、クロアチア、チェコ共和国、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、イタリア、**日本**、スロヴァキア、スペイン、トーゴ、ウクライナ、英国

棄権 5 票: カメルーン、コンゴ民主共和国、フィジー、ルワンダ、ソマリア

22. パレスチナ人の自決権(A/HRC/40/L.26)

主提案国: パキスタン(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: バーレーン、ボリヴィア多民族国家、キューバ、セネガル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ、パレスチナ国

当該国ステートメント: パレスチナ国

票決前ステートメント: 南アフリカ、メキシコ、ブラジル

賛成 41 票、反対 3 票、棄権 2 票で決議を採択

票決結果: 賛成 41 票: アフガニスタン、アンゴラ、アルゼンチン、オーストリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、チリ、中国、クロアチア、キューバ、チェコ共和国、エジプト、エリトリア、フィジー、ハンガリー、アイスランド、インド、イラク、イタリア、**日本**、メキシコ、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、ルワンダ、セネガル、スロヴァキア、ソマリア、南アフリカ、スペイン、トーゴ、チュニジア、ウクライナ、ウルグアイ

反対 3 票: オーストラリア、デンマーク、英国

棄権 2 票: カメルーン、コンゴ民主共和国

23. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地での人権状況(A/HRC/40/L.27)

主提案国: パキスタン(イスラム協力団体を代表)

共同提案国: バーレーン、ボリヴィア多民族国家、キューバ、セネガル、ヴェネズエラ・

ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ、パレスチナ国

票決前ステートメント：オーストラリア

賛成 39 票、反対 3 票、棄権 5 票で決議を採択

票決結果：賛成 39 票：アフガニスタン、アンゴラ、アルゼンチン、オーストラリア、バハマ、バーレーン、バングラデシュ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、チリ、中国、クロアチア、キューバ、チェコ共和国、エジプト、エリトリア、フィジー、アイスランド、インド、イラク、イタリア、**日本**、メキシコ、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、サウディアラビア、セネガル、スロヴァキア、ソマリア、南アフリカ、スペイン、チュニジア、ウクライナ、ウルグアイ

反対 3 票：オーストラリア、デンマーク、英国

棄権 5 票：カメルーン、コンゴ民主共和国、ハンガリー、ルワンダ、トーゴ

24. 東エルサレムを含むパレスチナ被占領地と被占領のシリア・ゴラン高原におけるイスラエル入植地(A/HRC/40/L28)

主提案国：パキスタン(イスラム協力団体を代表)

共同提案国：バーレーン、ボリヴィア多民族国家、キューバ、セネガル、ヴェネズエラ・ボリヴァリアン共和国、ジンバブエ、パレスチナ国

票決前ステートメント：ブラジル、英国

賛成 32 票、反対 5 票、棄権 10 票で決議を採択

票決結果：賛成 32 票：アフガニスタン、アンゴラ、アルゼンチン、バハマ、バングラデシュ、ブルキナファソ、チリ、中国、キューバ、エジプト、エリトリア、フィジー、アイスランド、インド、イラク、イタリア、**日本**、メキシコ、ネパール、ナイジェリア、パキスタン、ペルー、フィリピン、カタール、サウディアラビア、セネガル、ソマリア、南アフリカ、スペイン、チュニジア、ウルグアイ

反対 5 票：オーストラリア、デンマーク、ハンガリー、トーゴ、英国

棄権 10 票：オーストラリア、ブラジル、ブルガリア、カメルーン、クロアチア、チェコ共和国、コンゴ民主共和国、ルワンダ、スロヴァキア、ウクライナ

票決後ステートメント：アイスランド

3月22日(金)午後 第55回会議(「公式文書の末尾に続く」)